

多量排出事業者の電子マニフェスト未加入者への
アンケート調査結果

令和4年3月

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

【目次】

I. 調査の趣旨	1
II. 調査方法	2
III. 調査票の回収状況	3
IV. アンケート調査結果	4
(1) 令和2年度1年間に排出した産業廃棄物、 特別管理産業廃棄物の排出量（問1）	4
(2) 産業廃棄物の収集運搬や処分の委託先の処理業者数、 委託先のうち電子マニフェストを導入している処理業者数（問2）	6
(3) 令和2年度1年間の紙マニフェスト交付枚数（問3）	8
(4) 使用している紙マニフェストの購入者（問4）	9
(5) 紙マニフェストの運用方法（紙マニフェストの記入者、終了報告の確認方法、 紙マニフェストの保管場所）（複数回答）（問5）	10
(6) 紙マニフェスト情報のパソコン等への入力の有無（問6）	11
(7) 問6で「a.入力している」と回答した場合の紙マニフェスト情報の 入力者（問7）	12
(8) 問6で「a.入力している」と回答した場合の入力した紙マニフェスト情報の 用途（複数回答）（問8）	13
(9) 紙マニフェストの使用に伴って、1ヶ月間で要する作業量（問9）	14
(10) 紙マニフェストの使用に伴って、負担を感じている事務作業（問10）	15
(11) 電子マニフェストに加入しない、できない理由（問11）	16
(12) 電子マニフェストの今後の導入予定（問12）	17
(13) ①電子マニフェストの義務化等に対する意見（問13）	18
(13) ②電子マニフェスト導入の問題点等に関する具体的内容（問11～13）	23
(13) ③その他、電子マニフェストや廃棄物処理全般への意見・要望等（問13）	37

I. 調査の趣旨

本調査は、政府の第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年閣議決定）において、「電子マニフェストの普及率を 2022 年度において 70%に拡大すること」が目標に掲げられ、令和 2 年 12 月 4 日には産業廃棄物のマニフェスト制度にかかるオンライン利用率引上げの基本計画を公表したことを踏まえ、産業廃棄物多量排出事業者の電子マニフェストの利用促進のための課題の抽出及び分析等を目的に、環境省から（公財）日本産業廃棄物処理振興センター（以下「JW センター」という。）が「産業廃棄物の多量排出事業者の電子マニフェスト未加入者調査業務」を受託して、電子マニフェストを導入していない多量排出事業者に対してアンケート調査を実施した。

II. 調査方法

（1）調査の実施時期

令和 3 年 7 月 30 日～10 月 17 日

（2）調査票の送付対象の選定について

平成 30 年 6 月に普通産業廃棄物の多量排出事業者の処理計画を自治体に提出した事業者（15,087 ヶ所）のうち、令和 3 年 3 月末現在で既に電子マニフェストに加入している事業者、複数の自治体で多量排出事業者に該当する場合の重複分を除いた 6,144 ヶ所について、以下①～③の抽出作業を行って、調査票の送付対象 5,000 ヶ所を選定した。

- ① JW センターが環境省の受託事業により開催する電子マニフェスト説明会の主要対象業種である建設業の多量排出事業者に加えて、上下水道業の多量排出事業者を優先して選定。
- ② 農地還元等、排出事業場内で利用されることにより、産業廃棄物の委託量が少ないと考えられる農業の多量排出事業者を除外。
- ③ 上記①、②で挙げた以外の業種の多量排出事業者を無作為抽出。

調査票の送付対象 5,000 ヶ所の業種の内訳は以下のとおりである。

業種	送付数	割合
建設業	2,793	55.9%
製造業	1,354	27.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	845	16.9%
鉱業・採石業・砂利採取業	2	0.04%
卸売業・小売業	1	0.02%
サービス業	2	0.04%
印刷・同関連業	3	0.1%
合計	5,000	100%

(3) 調査方法

上記(2)で選定した調査票の送付対象の多量排出事業者 5,000 ヶ所に対して、アンケート調査票を郵送し、以下①～④のいずれかの方法により回答を得た。

- ① JW センターのホームページ上に設けたアンケートフォーム（以下「Web フォーム」という。）に回答を入力
- ② JW センターのホームページ上に掲載した調査票の電子ファイルをダウンロードして、回答を入力の上で電子メールにより提出
- ③ 郵送したアンケート調査票に記入し、FAX で送信することにより提出
- ④ 郵送したアンケート調査票に記入し、郵送することにより提出

(4) 調査項目

以下の項目について、調査を行った。

- ・ 令和 2 年度 1 年間に排出した産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の排出量
- ・ 産業廃棄物の収集運搬や処分の委託先の処理業者数、委託先のうち電子マニフェストを導入している処理業者数
- ・ 令和 2 年度 1 年間の紙マニフェスト交付枚数
- ・ 使用している紙マニフェストの購入者
- ・ 紙マニフェストの運用方法（紙マニフェストの記入者、終了報告の確認方法、紙マニフェストの保管場所）
- ・ 紙マニフェスト情報のパソコン等への入力の有無
- ・ 紙マニフェスト情報の入力者
- ・ 入力した紙マニフェスト情報の用途
- ・ 紙マニフェストの使用に伴って、1 ヶ月間で要する作業量
- ・ 紙マニフェストの使用に伴って、負担を感じている事務作業
- ・ 電子マニフェストに加入しない、できない理由
- ・ 電子マニフェストの今後の導入予定
- ・ 電子マニフェストの義務化等に対する意見
- ・ 電子マニフェスト導入の問題点等に関する具体的内容
- ・ その他、電子マニフェストや廃棄物処理全般への意見・要望等

Ⅲ. 調査票の回収状況

① 回収状況

調査票を送付した 5,000 ケ所のうち、宛先不明による戻り等（163 件）を除く 4,837 ケ所のうち、2,492 ケ所（回収率：51.5%）から回答が提出された。

調査対象数※	回収数	回収率
4,837	2,492	51.5%

※ 「調査対象数」は、調査票の送付数（5,000 件）から宛先不明による戻り等（163 件）を除いた件数。

② 回収方法別の内訳

調査票の回収方法の内訳は、郵送が 46.8%と最も多く、次いで Web フォームが 39.9%、メールが 9.4%、FAX が 3.9%であった。

送付方法	回収数	割合
Webフォーム	994	39.9%
メール	234	9.4%
FAX	97	3.9%
郵送	1,167	46.8%
合計	2,492	100%

③ 回答者の業種の内訳

回答者の業種の内訳は、建設業が全体の 52.2%と最も多く、次いで製造業が 27.9%、電気・ガス・熱供給・水道業が 19.3%であった。

業種	回収数	割合
建設業	1,302	52.2%
製造業	695	27.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	482	19.3%
鉱業・採石業・砂利採取業	1	0.04%
卸売業・小売業	1	0.04%
サービス業	1	0.04%
印刷・同関連業	0	0%
不明※	10	0.4%
合計	2,492	100%

※ 「不明」は、無記名で調査票を提出した回答者である。

IV. アンケート調査結果

(1) 令和2年度1年間に排出した産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の排出量(問1)

1) 普通産業廃棄物の排出量に関する集計結果

① 回答状況

回答者	無回答者	合計
2,417	75	2,492

② 平均値、最大値、中央値、最小値

回答者における産業廃棄物の年間排出量(令和2年度)に関する回答は、平均で8,707.7tであった。

項目	排出量(t)
平均値	8,707.7
最大値	3,527,099
中央値	2,095
最小値	0

③ 産業廃棄物の排出量

産業廃棄物の年間排出量(令和2年度)の区分別の回答数は「1000t以上、5,000t未満」が55.2%と最も多かった。また、本調査は平成30年6月に普通産業廃棄物に関する多量排出事業者の処理計画を提出した事業者を調査対象としたが、令和2年度の産業廃棄物排出量は「1000t未満」という回答が21.0%であった。

区分	回答数	割合
1000t未満	524	21.0%
1000t以上、5000t未満	1,375	55.2%
5000t以上	518	20.8%
無回答	75	3.0%
合計	2,492	100%

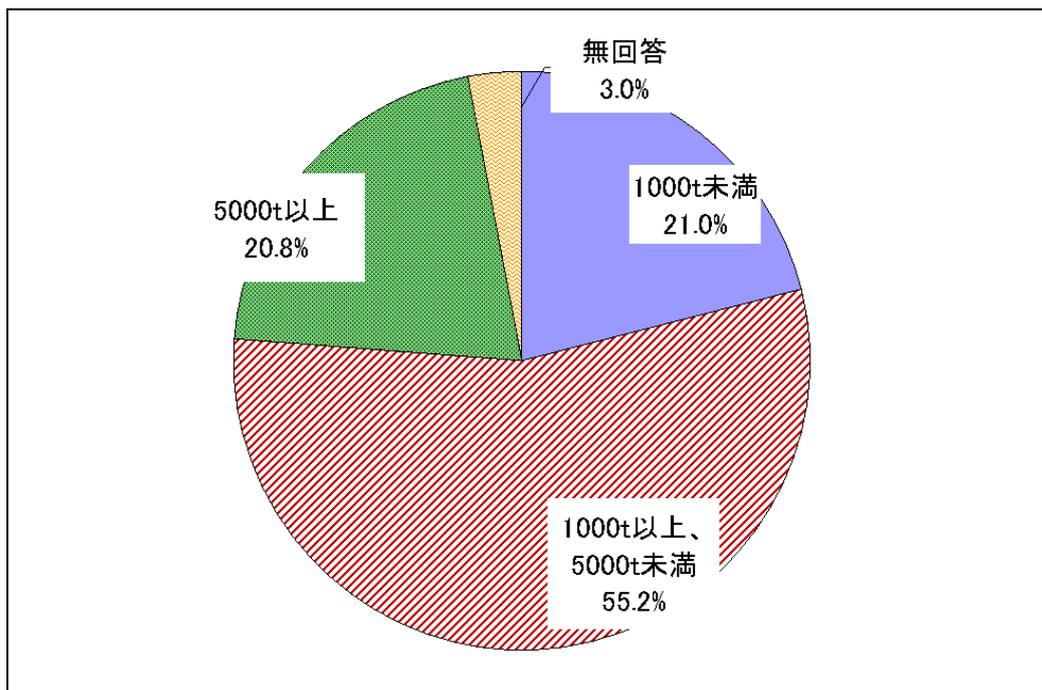


図 1-1 令和2年度1年間の産業廃棄物の排出量(問1)

2) 特別管理産業廃棄物の排出量に関する集計結果

① 回答状況

回答者	無回答者	合計
1,783	709	2,492

② 平均値、最大値、中央値、最小値

回答者における特別管理産業廃棄物の年間排出量（令和 2 年度実績）は平均で 31.6t であった。

項目	排出量 (t)
平均値	31.6
最大値	16,757
中央値	0
最小値	0

③ 特別管理産業廃棄物の排出量

特別産業廃棄物の年間排出量（令和 2 年度実績）の区分別の回答数は「排出していない」が 55.0%と最も多かった。なお、無回答の 28.5%の中にも、特別管理産業廃棄物を「排出していない」場合が含まれているものと考えられる。

また、本調査は令和 3 年 3 月末に電子マニフェストに加入していない事業者を調査対象としたが、令和 2 年度における特別管理産業廃棄物の排出量が「50t 以上」であったとの回答が 2.4%であった。これらの事業者は、令和 4 年度に特別管理産業廃棄物に関する電子マニフェストの使用義務が課せられることになる。

区分	回答数	割合
排出していない	1,370	55.0%
50t未満(排出していない場合を除く)	353	14.2%
50t以上	60	2.4%
無回答	709	28.5%
合計	2,492	100%

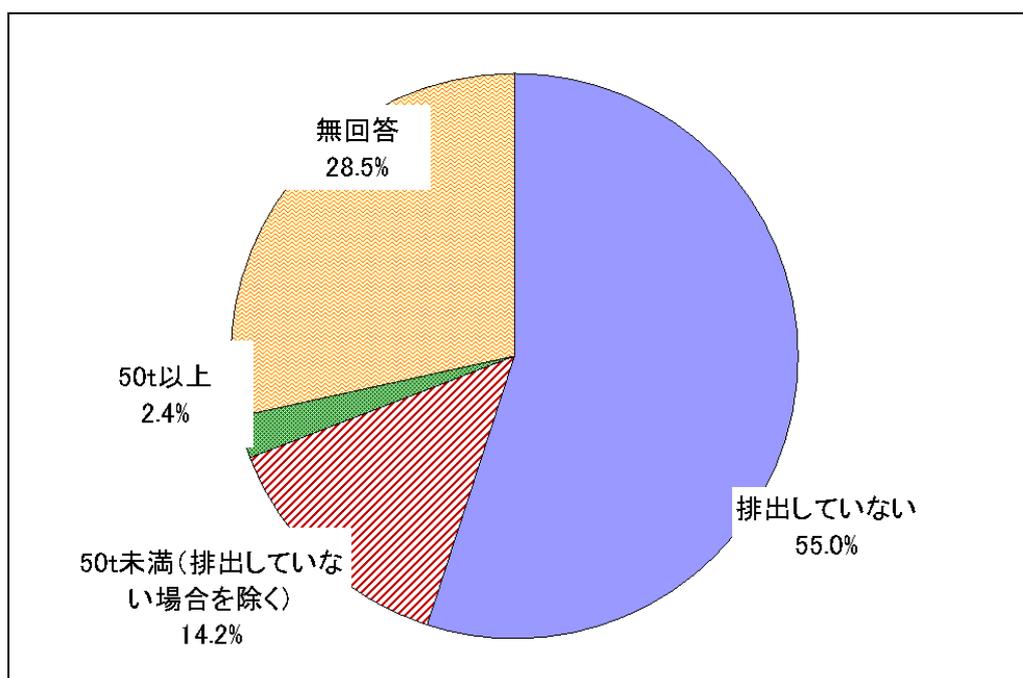


図 1-2 令和 2 年度 1 年間の特別産業廃棄物の排出量（問 1）

(2) 産業廃棄物の収集運搬や処分の委託先の処理業者数、委託先のうち電子マニフェストを導入している処理業者数（問2）

① 回答状況

区分	回答者	無回答者	合計
収集運搬業者数	1,638	854	2,492
処分業者数	1,615	877	2,492

② 委託先数の平均値、最大値、中央値、最小値

回答者における委託先の収集運搬業者数は平均で 8.0、処分業者数は平均で 8.7 であった。

項目	収集運搬業者数	処分業者数
平均値	8.0	8.7
最大値	430	400
中央値	4	5
最小値	0	0

③ 委託先の電子マニフェスト加入率

委託先収集運搬業者の「電子マニフェスト加入者は皆無」という回答が 52.3%、委託先処分業者の「電子マニフェスト加入者は皆無」という回答が 44.3%であった。また、委託先収集運搬業者の「50%以上が電子マニフェストに加入」という回答が 31.1%、委託先処分業者の「50%以上が電子マニフェストに加入」という回答が 41.7%であった。

区分	収集運搬業者		処分業者	
	回答数	割合	回答数	割合
電子マニフェスト加入者は皆無	856	52.3%	715	44.3%
加入率30%未満（電子マニフェスト未加入は除く）	128	7.8%	106	6.6%
加入率30%以上、50%未満	108	6.6%	106	6.6%
50%以上が電子マニフェストに加入	509	31.1%	674	41.7%
処理を委託していない	37	2.3%	14	0.9%
合計	1,638	100%	1,615	100%

注) 本設問では、上記①の「回答者」数より「割合」（「無回答者」数を除いた割合）を集計した。

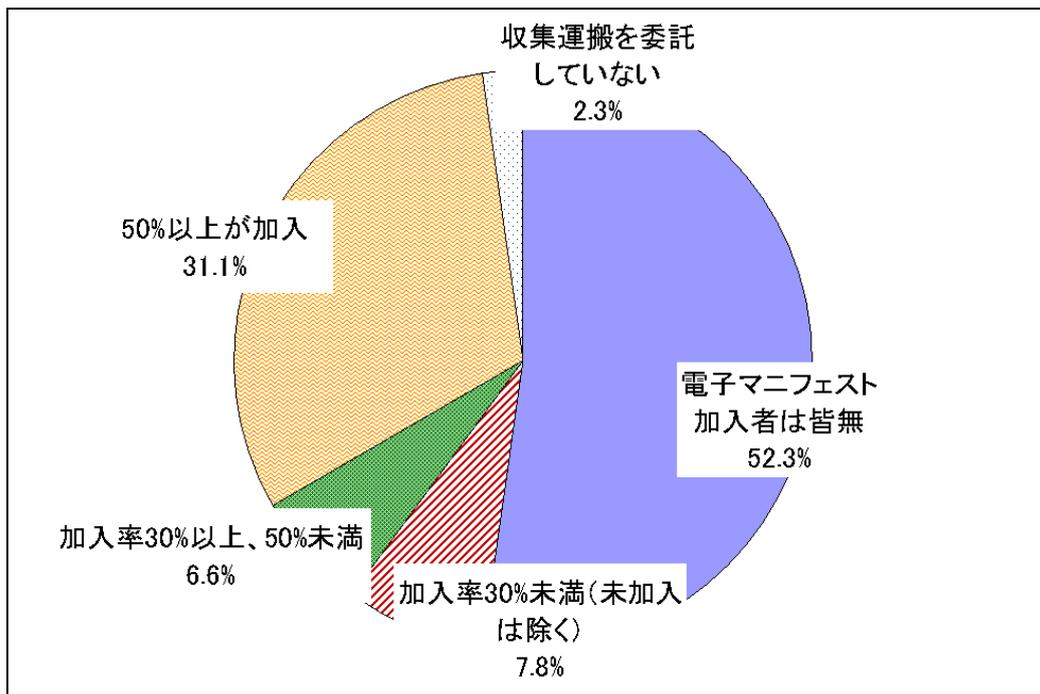


図 2-1 委託先収集運搬業者の電子マニフェスト加入率 (問 2)

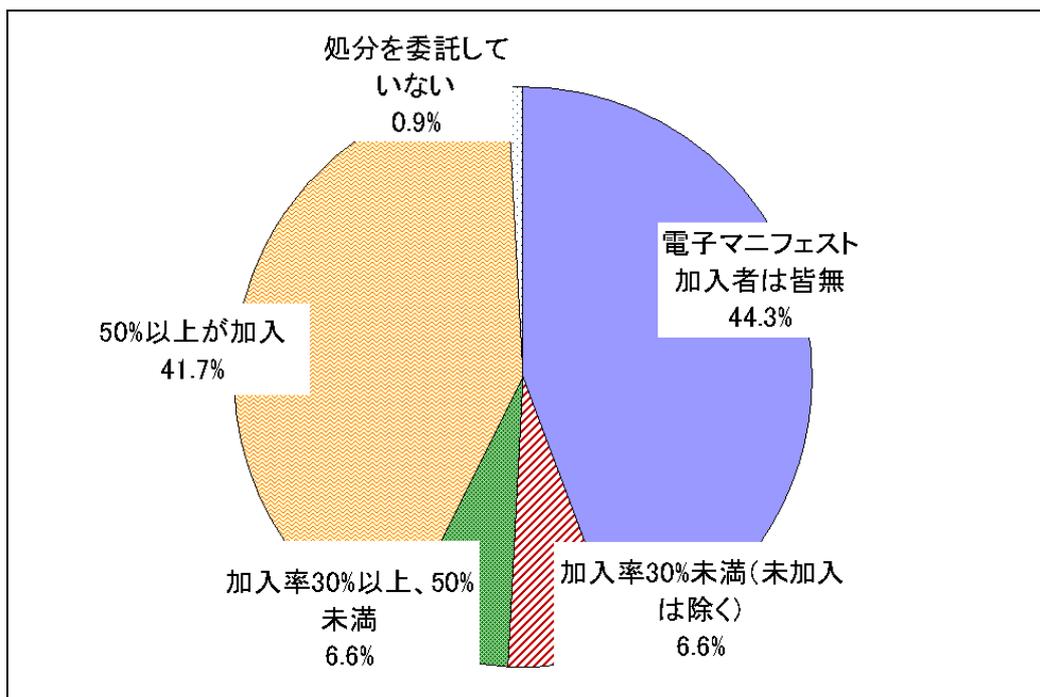


図 2-2 委託先処分業者の電子マニフェスト加入率 (問 2)

④ 電子マニフェスト加入率の平均値、最大値、中央値、最小値

回答者が委託する収集運搬業者の電子マニフェスト加入率に関する回答は平均で 31.1%、処分業者の電子マニフェスト加入率に関する回答は平均で 39.5%であった。

項目	収集運搬業者の加入率	処分業者の加入率
平均値	31.1%	39.5%
最大値	100%	100%
中央値	0.0%	25.0%
最小値	0%	0%

(3) 令和2年度1年間の紙manifesto交付枚数（問3）

① 回答状況

回答者	無回答者	合計
2,401	91	2,492

② 平均値、最大値、中央値、最小値

回答者における紙manifesto年間交付枚数（令和2年度実績）に関する回答は、平均で695.7枚であった。

項目	交付枚数（枚）
平均値	695.7
最大値	43,000
中央値	380
最小値	0

③ 令和2年度1年間の紙manifesto交付枚数

紙manifesto年間交付枚数（令和2年度実績）は、「300枚未満」と回答したのが38.2%、「300枚以上、600枚未満」と回答したのが27.3%であった。

区分	回答数	割合
300枚未満	953	38.2%
300枚以上、600枚未満	680	27.3%
600枚以上、1000枚未満	337	13.5%
1000枚以上	431	17.3%
無回答	91	3.7%
合計	2,492	100%

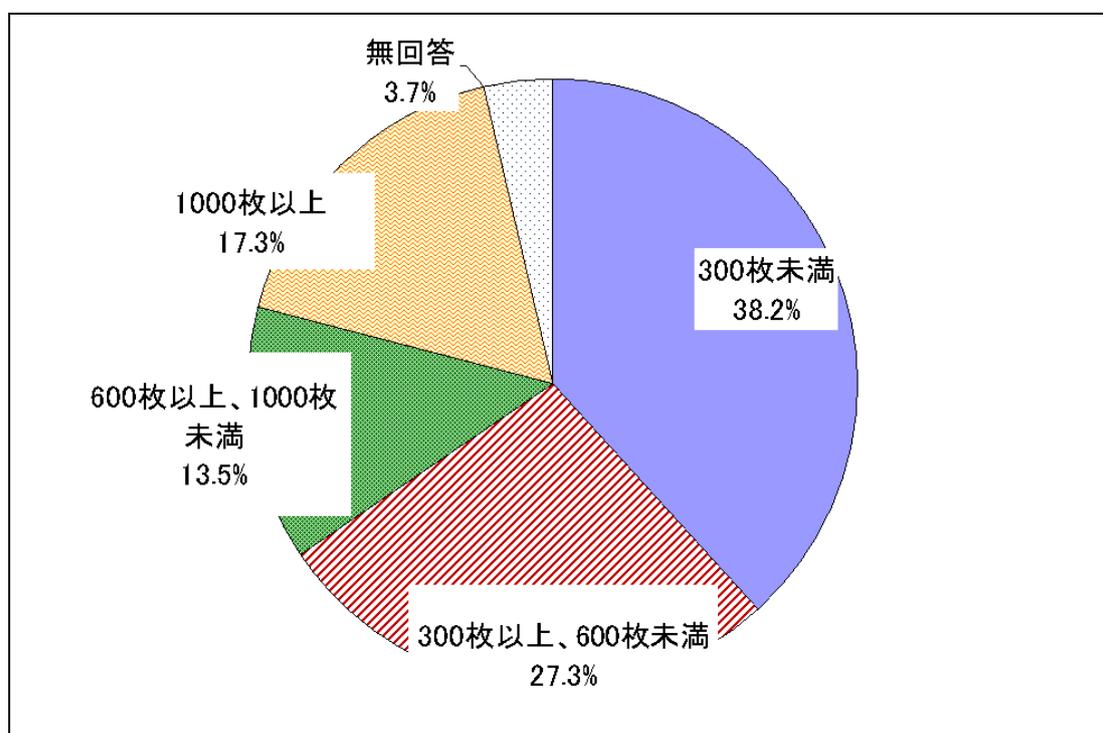


図3 令和2年度1年間の紙manifesto交付枚数（問3）

(4) 使用している紙Manifestの購入者（問4）

① 集計結果

使用している紙Manifestの購入者については、「a.自社で産業資源循環協会や建設業協会等より購入」という回答が73.2%、「b.産業廃棄物収集運搬業者等が購入した紙Manifestを使用」という回答が21.5%であった。

選択肢	回答数	割合
a. 自社で産業資源循環協会や建設業協会等より購入	1,825	73.2%
b. 産業廃棄物収集運搬業者等が購入した紙Manifestを使用	537	21.5%
c. その他(aとbの両方)	38	1.5%
無回答	92	3.7%
合計	2,492	100%

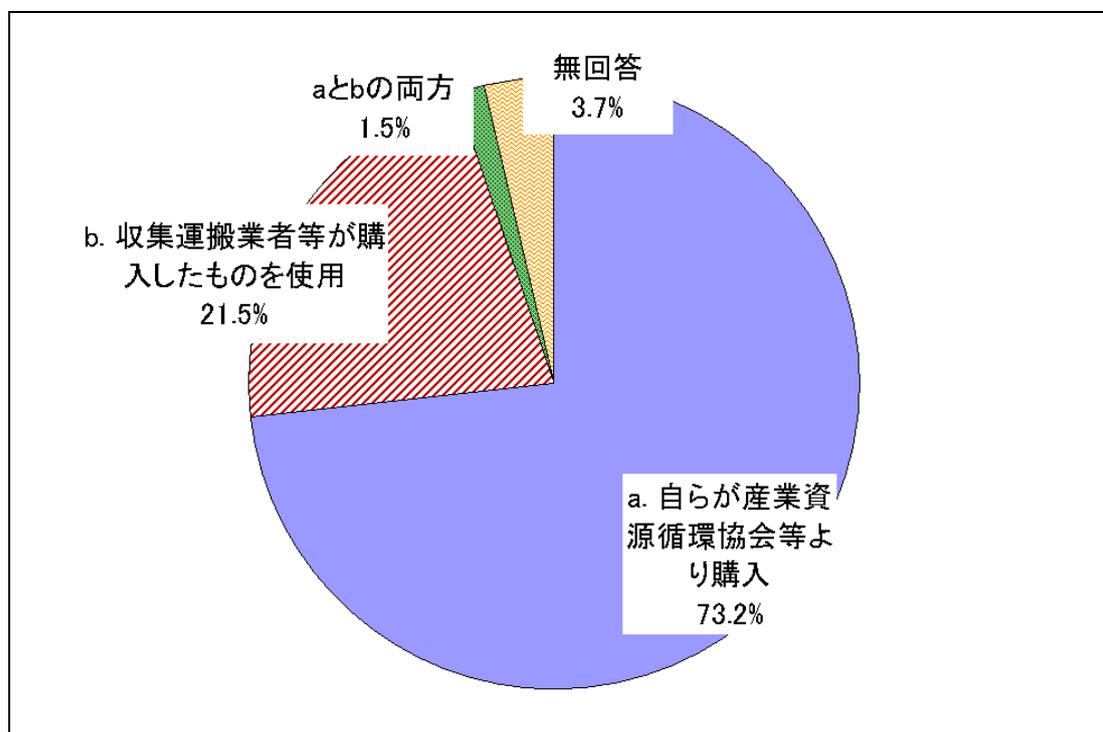


図4 紙Manifestの購入者（問4）

(5) 紙manifestoの運用方法（紙manifestoの記入者、終了報告の確認方法、紙manifestoの保管場所）（複数回答）（問5）

① 回答状況

回答者	無回答者	合計
2,465	27	2,492

② 集計結果（複数回答）

紙manifestoの記入者については「b.排出事業場の担当者が記入」という回答が59.8%、終了報告の確認方法については「f.返送された紙manifestoを排出事業場で照合・確認」という回答が65.6%、紙manifestoの保管場所については、「h.本社で保管」という回答が61.8%であった。

区分	選択肢	回答数	割合
記入者	a.本社の事務担当者が一括して記入	867	35.2%
	b.排出事業場の担当者が記入	1,474	59.8%
	c.取引先の産業廃棄物収集運搬業者等が記入	853	34.6%
	d.その他	0	0%
終了報告の確認	e.返送された紙manifestoを本社で照合・確認	969	39.3%
	f.返送された紙manifestoを排出事業場で照合・確認	1,618	65.6%
	g.その他	0	0%
保管場所	h.本社で保管	1,524	61.8%
	i.排出事業場で保管	1,010	41.0%
	j.その他	0	0%

注) 複数回答の場合、各項目の回答数と上記①の「回答者」数より「割合」を算出しており、各項目の割合の合計は100%とはならない場合がある。（「複数回答」の場合は以下、同じ）

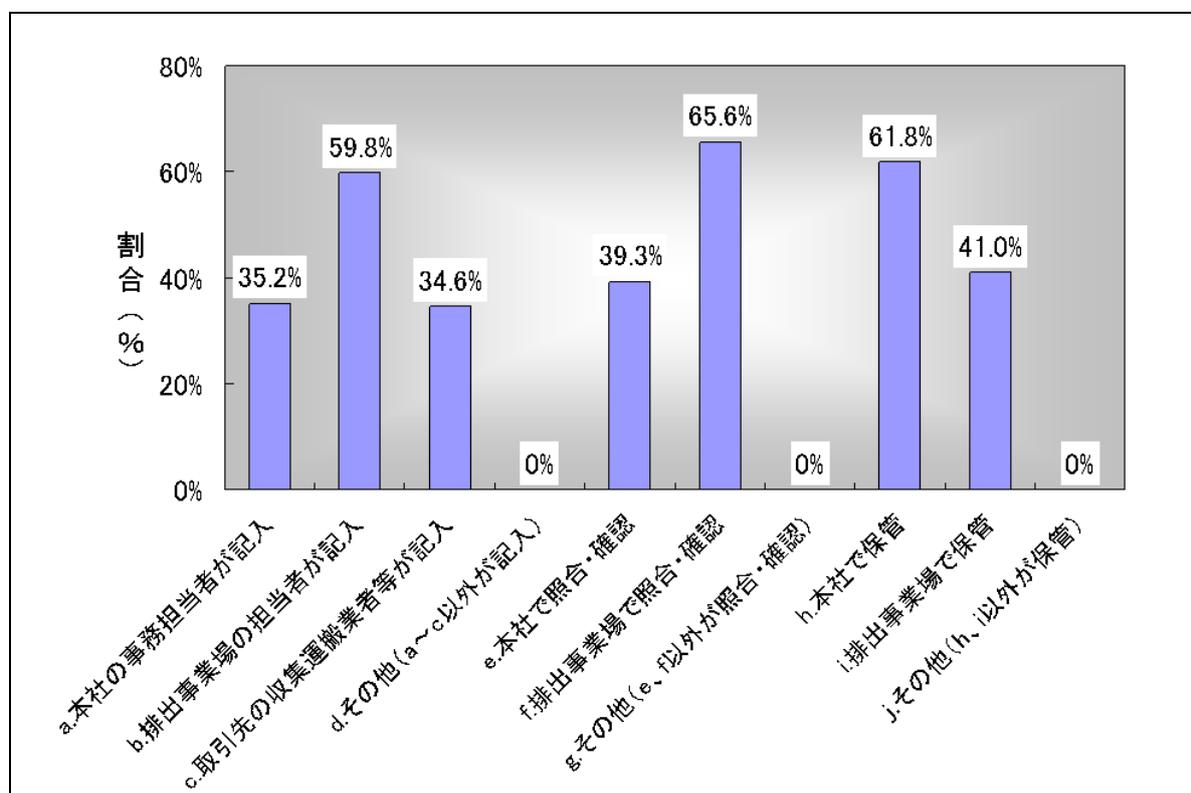


図5 紙manifestoの運用方法（複数回答）（問5）

(6) 紙マニフェスト情報のパソコン等への入力の有無（問6）

① 集計結果

紙マニフェスト情報のパソコン等への入力の有無については、「a.入力している」という回答が70.7%であった。

区分	回答数	割合
a.入力している	1,762	70.7%
b.入力していない	659	26.4%
無回答	71	2.8%
合計	2,492	100%

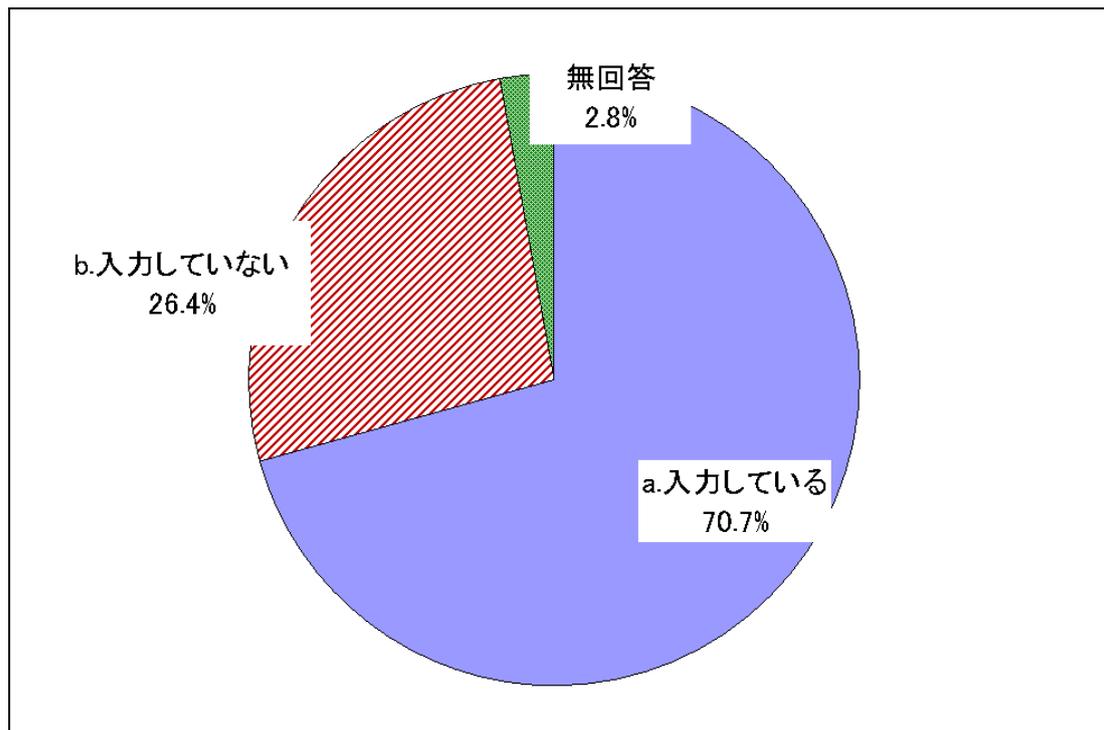


図6 紙マニフェスト情報の入力の有無（問6）

(7) 問6で「a.入力している」と回答した場合の紙マニフェスト情報の入力者
(問7)

① 集計結果

紙マニフェスト情報をパソコン等に入力している場合の入力者は、「a.本社の事務担当者」という回答が51.7%、「b.排出事業場の担当者」という回答が46.0%であった。

区分	回答数	割合
a.本社の事務担当者	911	51.7%
b.排出事業場の担当者	810	46.0%
c.その他 (aとbの両方)	31	1.8%
無回答	10	0.6%
合計	1,762	100%

注) 本設問では、問6で「a.入力している」という回答者における本設問の「回答者」、「割合」を集計した。

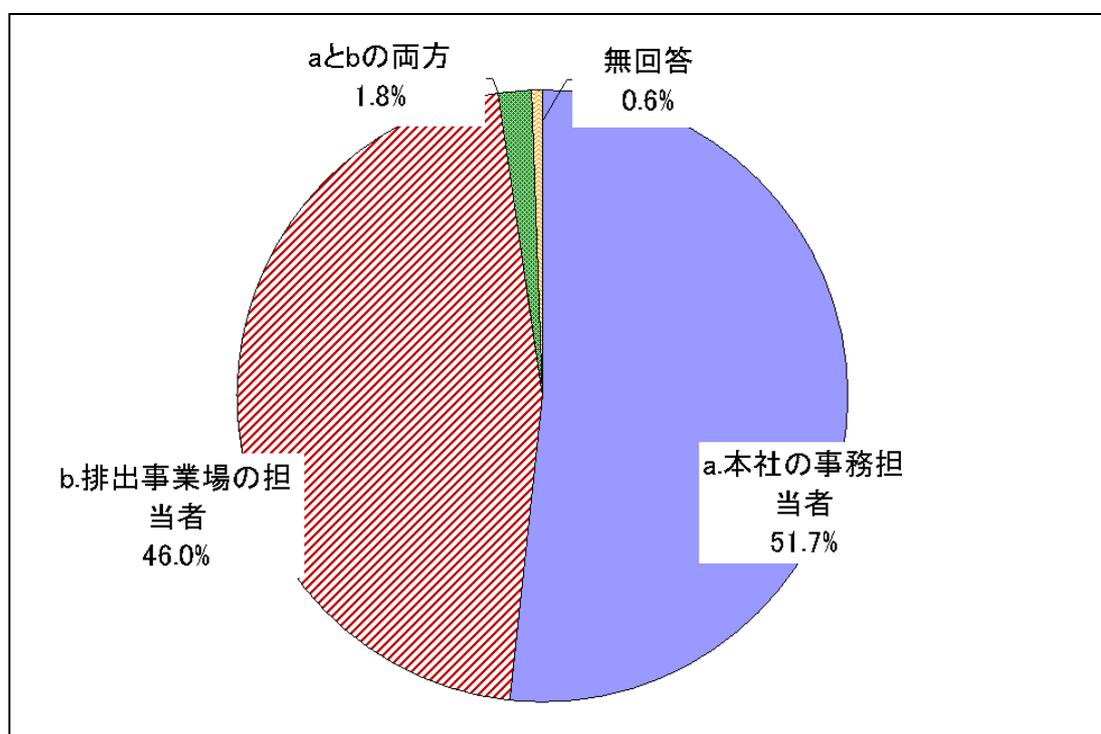


図7 紙マニフェスト情報の入力者 (問7)

(8) 問6で「a.入力している」と回答した場合の入力した紙Manifest情報の用途（複数回答）（問8）

① 回答状況

回答者	無回答者	合計
1,762	0	1,762

注) 本設問では、問6で「a.入力している」という回答者における本設問の「回答者」、「割合」を集計した。

② 集計結果（複数回答）

紙Manifest情報をパソコン等に入力している場合の入力者は、入力した紙Manifest情報の用途については、「b.自治体（環境部局）への報告に活用」という回答が最も多く79.2%で、「a.社内の排出状況の把握に活用」という回答が74.0%、「c.公共工事の発注者への報告に活用」という回答が39.8%、「f. Manifestデータの保存、帳簿の作成のために活用」という回答が35.7%であった。

選択肢	回答数	割合
a.社内の排出状況の把握に活用	1,303	74.0%
b.自治体（環境部局）への報告に活用	1,396	79.2%
c.公共工事の発注者への報告に活用	702	39.8%
d.廃棄物処理費に係る経理業務に活用	347	19.7%
e.CSR報告書の策定やCO ₂ 排出量等の環境負荷の算出等の活用	159	9.0%
f. Manifestデータの保存、帳簿の作成のために活用	629	35.7%
g.特に利用していない	4	0.2%
h.その他*	7	0.4%

※ 「h.その他」の内訳は、翌年度の廃棄物処理に関する予算確保に活用(2)、容器包装リサイクル協会への報告に活用(2)、Manifestの返送状況の確認に活用(2)、建設リサイクル法に係る報告に活用(1)であった。（括弧内の数値は回答数。以下、同じ。）

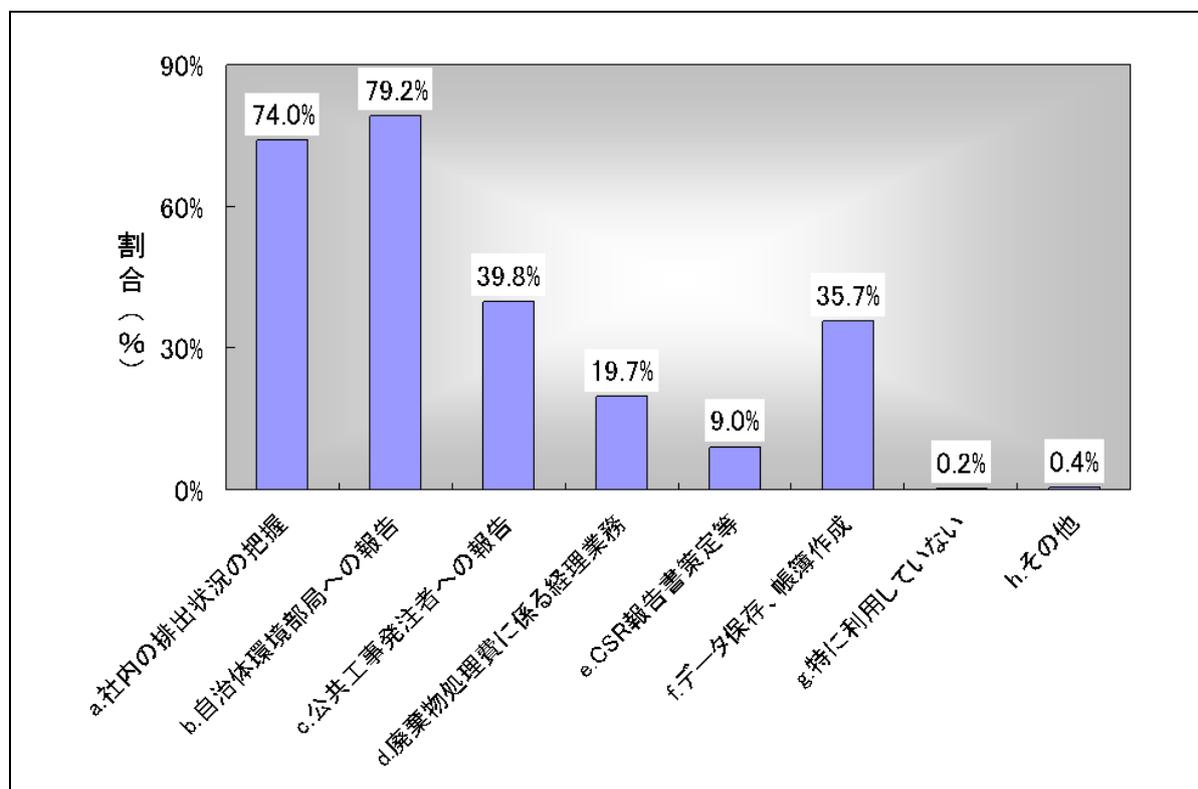


図8 入力した紙Manifest情報の用途（複数回答）（問8）

(9) 紙manifestoの使用に伴って、1ヶ月間で要する作業量（問9）

① 回答状況

回答者	無回答者	合計
2,056	436	2,492

② 平均値、最大値、中央値、最小値

紙manifestoの使用に伴って、1ヶ月間で要する作業量に関する回答は、平均で4.0人日であった。

項目	作業量（人日）
平均値	4.0
最大値	600
中央値	1
最小値	0

③ 紙manifestoの使用に伴って1ヶ月間で要する作業量

紙manifestoの使用に伴って、1ヶ月間で要する作業量については、「1人日以上3人日未満」という回答が50.5%であった。

区分	回答数	割合
1人日未満	481	23.4%
1人日以上、3人日未満	1,039	50.5%
3人日以上、5人日未満	536	26.1%
合計	2,056	100%

注) 本設問では、上記①の「回答者」数より「割合」（「無回答者」数を除いた割合）を集計した。

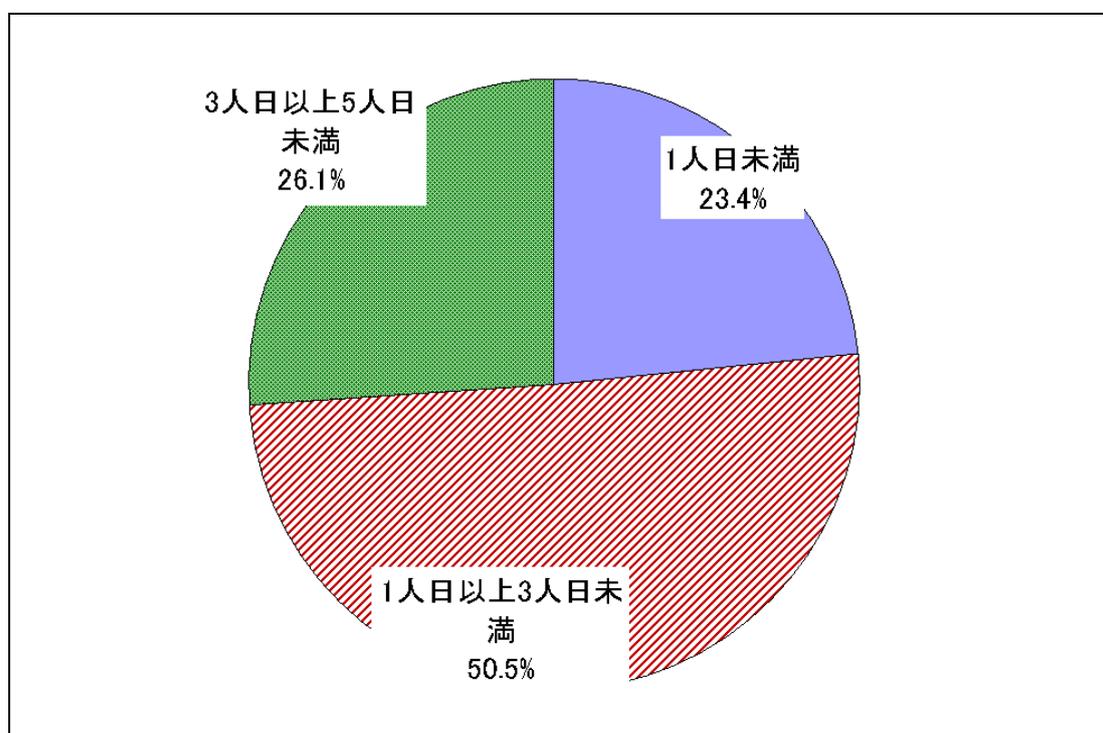


図9 紙manifestoの使用に伴って、1ヶ月間で要する作業量（問9）

(10) 紙manifestoの使用に伴って、負担を感じている事務作業（複数回答）
 (問 10)

① 回答状況

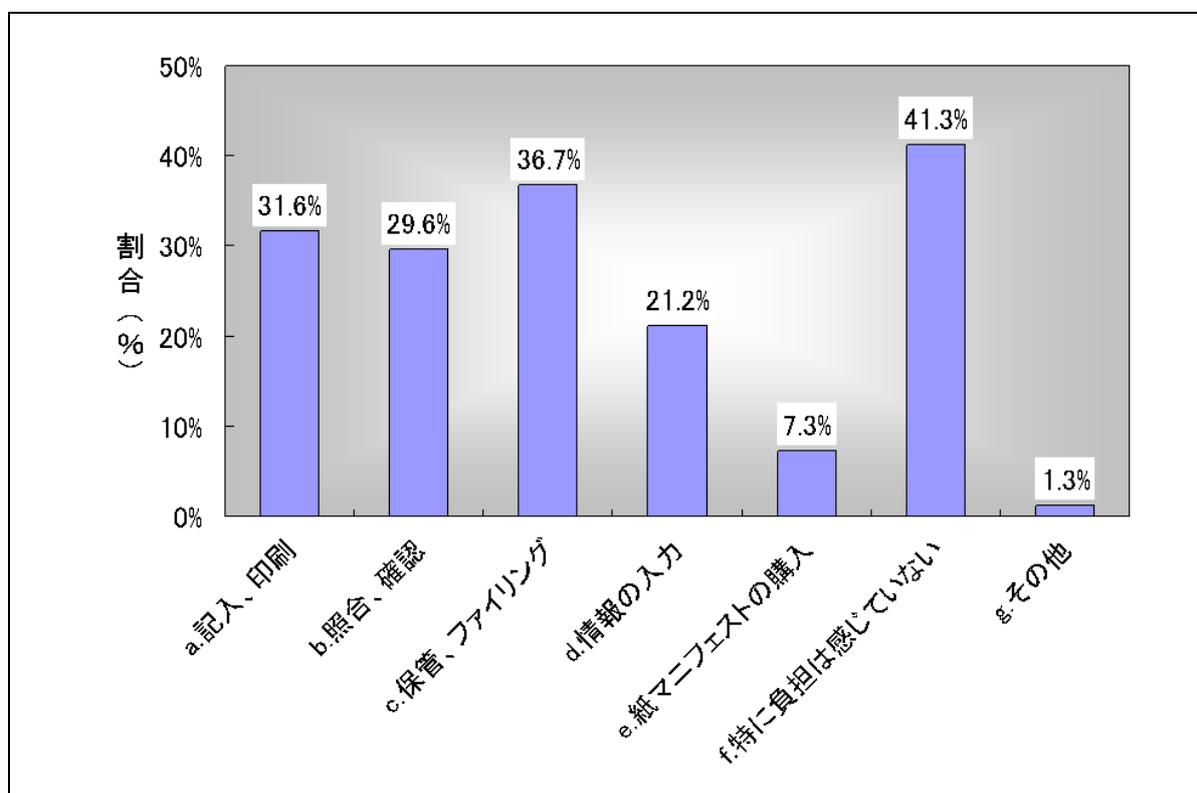
回答者	無回答者	合計
2,381	111	2,492

② 集計結果（複数回答）

紙manifestoの使用に伴って負担を感じている事務作業については、「f.特に負担は感じていない」という回答が41.3%であった。しかし、残りの58.7%は紙manifestoの使用に伴う事務作業に何らかの負担を感じていると回答していた。負担を感じている事務作業は、「c.紙manifestoの保管、ファイリング」が36.7%、「a.紙manifestoの記入（印刷）」が31.6%、「b.紙manifestoの照合確認」が29.6%、「d.紙manifesto情報の入力」が21.2%であった。

選択肢	回答数	割合
a.紙manifestoの記入（印刷）	753	31.6%
b.紙manifestoの照合確認	705	29.6%
c.紙manifestoの保管、ファイリング	875	36.7%
d.紙manifesto情報の入力	505	21.2%
e.紙manifestoの購入	174	7.3%
f.特に負担は感じていない	983	41.3%
g.その他 [※]	30	1.3%

※ 「g.その他」の内訳は、年1回の行政報告(25)、公共工事の発注者への紙manifestoの提出(2)、保管期間終了後のmanifestoの廃棄(1)、処理業者からのmanifestoの回収(1)、委託契約期間の確認と処理業者との契約更新(1)であった。



紙manifestoの使用に伴って、負担を感じている事務作業（複数回答）（問 10）

(11) 電子Manifestoに加入しない、できない理由（複数回答）（問 11）

① 回答状況

回答者	無回答者	合計
2,403	89	2,492

② 集計結果（複数回答）

電子Manifestoに加入しない、できない理由については、「d.紙Manifestoの運用で問題がない」が 56.0%と最も多く、次いで「f.取引先が電子Manifestoを導入していない」が 40.3%、「c.導入のメリットが感じられない」が 21.1%であった。

また、「a.電子Manifestoの存在を知らなかった」と「b.存在は知っているが、どのようなものかは知らない」の合計が 24.0%であったほか、「i.電子Manifestoは高価であると考えている」という回答が 9.5%となっていた。電子Manifestoの利用料金は紙Manifestoの購入費よりも安価であるが、これが伝わっていない事業者が選択肢 i を回答したと考えられ、選択肢 a、b と同様に、電子Manifestoの仕組みや利用料金、使用した場合のメリット等の情報が十分に伝わっていないことが示唆される。

選択肢	回答数	割合
a.電子Manifestoの存在を知らなかった	98	4.1%
b.存在は知っているが、どのようなものかは知らない	478	19.9%
c.導入のメリットが感じられない	506	21.1%
d.紙Manifestoの運用で問題がない	1,345	56.0%
e.社内で紙Manifesto用の管理システムや運用が確立している	487	20.3%
f.取引先が電子Manifestoを導入していない	968	40.3%
g.担当者のパソコン操作に自信がない	186	7.7%
h.導入のきっかけがない	425	17.7%
i.電子Manifestoは高価であると考えている	228	9.5%
j.運用に当たって支障や不便な点があると考えている	174	7.2%
k.既に電子Manifestoに加入している	164	6.8%
l.その他（インターネット環境が整っていない）	10	0.4%

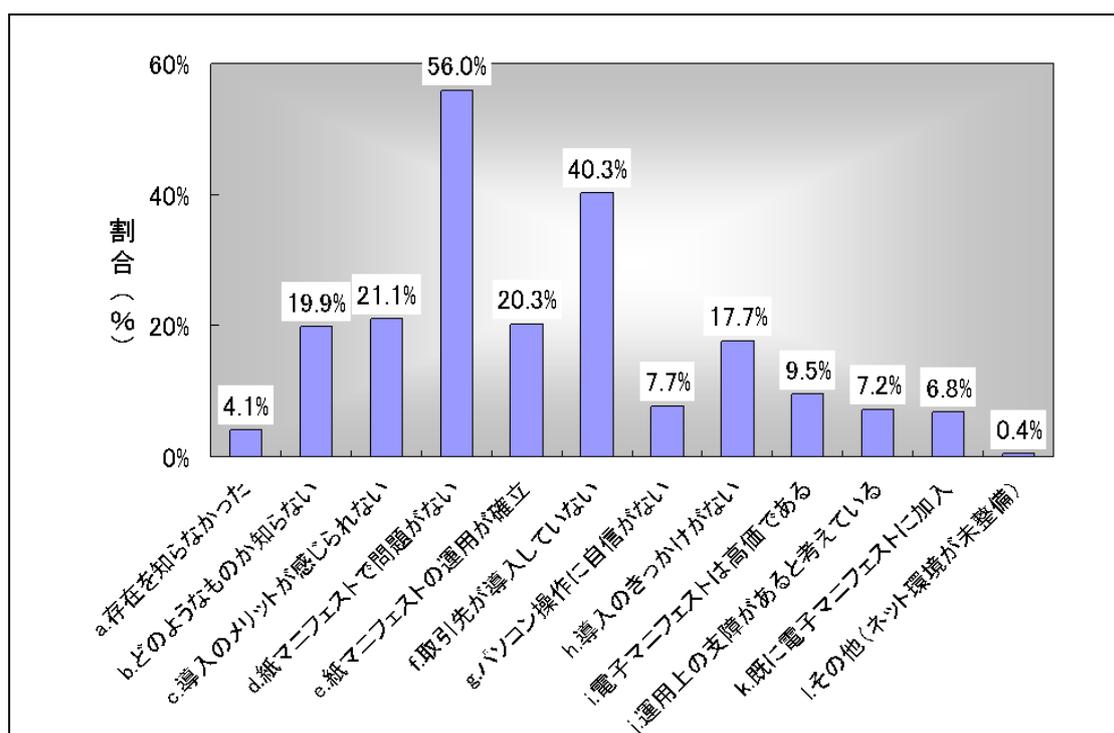


図 11 電子Manifestoに加入しない、できない理由（複数回答）（問 11）

(12) 電子Manifestの今後の導入予定（複数回答）（問 12）

① 回答状況

回答者	無回答者	合計
2,361	131	2,492

② 集計結果（複数回答）

電子Manifestの今後の導入予定については、「c.電子Manifestの導入の予定はない」という回答が71.7%であり、「b.電子Manifestの導入を現在検討中（または今後、導入を検討予定）」が21.8%であった。

選択肢	回答数	割合
a.電子Manifestの導入が決定している	9	0.4%
b. 電子Manifestの導入を現在検討中（または今後、導入を検討予定）※	514	21.8%
c.電子Manifestの導入の予定はない	1,692	71.7%
d.既に電子Manifestに加入	156	6.6%
その他	0	0%

※ 選択肢「b. 電子Manifestの導入を現在検討中」の回答(470)と、選択肢「e.その他」のうち「今後、導入を検討予定」という回答(44)の合計。

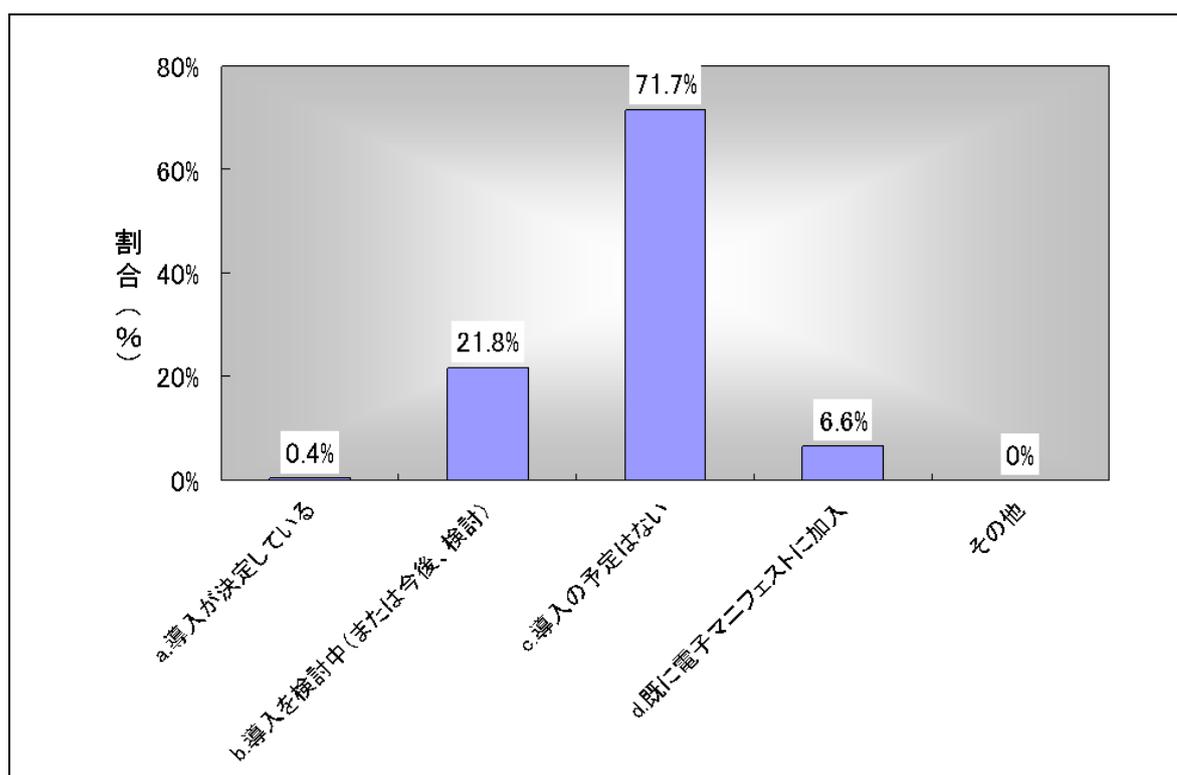


図 12 電子Manifestの今後の導入予定（複数回答）（問 12）

(13)① 電子Manifestの義務化等に対する意見 (問 13)

NO.	意見
(1)	取引先によって紙と電子Manifestの混合状況となった際、処理の手間が増すため、どちらかの統一を希望する。
(2)	特別産業廃棄物以外、義務化にしないほしい。
(3)	電子Manifestに対応している処理業者、特に収集運搬業者の取組みが進まなければ、排出業者として導入に踏み切れない。更なる導入助成などに取り組んで頂いて、スムーズな電子Manifest対応ができる環境に期待します。
(4)	義務化になるのであれば、それは対応したいと思います。
(5)	会社で極力、電子Manifest未加入業者は使わないようにしているので義務化すれば書く手間を省くことができ、近場で処分できるようになるので、電子Manifestを広めてもらいたい。
(6)	義務化を進めてほしい。そうすると電子化にしなければならなくなる。
(7)	義務化してほしいです。
(8)	義務化される前に、PC が不得意な人でも簡単に操作ができるシステムの構築が必要だと思う。
(9)	他にも電子化になるものがあり、確立するまで混乱する事が予想される為、慣れるまでは今のままが良いです。
(10)	義務化には反対(導入コストを全て負担していただけるなら検討してもよい)。処分場も経営しているが、がれき類は個人事業主の方々からも持ち込まれる(ブロックや家の修繕など)。紙であれば、持って来られたときに書いてもらえる。
(11)	義務化には反対です。産業廃棄物の排出事業者、収集運搬業者、処分業者の中には中小企業もあるので、電子Manifestを義務化すると企業に負担がかかる(電子Manifestの選任者がそれぞれに必要となる)。
(12)	中小企業のことも考えてほしい。全てが電子化できるとしたら、おおまちがいです。
(13)	当社はグループ化できる他事業場がなく、Manifestの発行枚数が少ないため電子Manifestの導入による経済的利益を得ることができません。より細分化された料金体系等が準備されないまま義務化へと方針決定されることは不本意と感じます。また、性急な義務化は管理票不交付等の不適正処理の増加につながり、産業廃棄物の移動トレーサビリティを犠牲にしてしまうことを危惧します。
(14)	今後、移行期間を設けての義務化等とならない限りは、導入のきっかけにならないと思います。
(15)	電子化は時代の流れですが、建設業は単一の工場とは違い、会社の規模や電子化への対応力にも差もある。産業廃棄物の管理は、複数の作業所での個々の対応になり、廃棄物も数種類になることもある。さらに、多くの収集運搬業者にも似たような問題があると思います。それぞれの担当者がシステムに習熟するまで経費と時間が必要であり、義務化へはある程度の周知期間と幾度かの講習会や助成などを含めたバックアップが必要です。
(16)	産廃量が少ない業種は電子化することにより余計な手間が生じるような気がする。必要な事業所は取り入れればよいと思うので義務化までする必要はないと思う。
(17)	一定期間(例:1年間)以内に完全移行となれば、全国的に移行せざるを得ない。しかし、排出、処理、運搬、発注者と、様々な関係者が係るので義務化は難しいのではないかと。
(18)	義務化を強く希望します。(理由:管理業務の省力化、明確化、行政報告が不要) 加入率を増やすためには、 ①加入または、実績が、公共工事等入札時の加点対象となるようにしてほしい。 ②利用料金の更なる引き下げ、使用後の料金体系の選択ができるようにしてほしい。
(19)	インターネット環境が整っていない事業者(排出、運搬、処分)もあると考えられるため、電子Manifestの義務化には反対である。
(20)	電子Manifestを導入すれば、整理、報告など、いろいろメリットは有ると思うので、早く義務化になればよい。
(21)	運搬業者へ電子Manifestを導入しようと盛んに進めておりますが、導入時のシステム設定の代行、講習、助成金など、負担がかからない工夫が必要だと思います。ただやれ、という押しつけは、事業主だけではなく、事務担当者への重荷になるだけ。
(22)	誰の為の義務化なのか、わからない
(23)	義務化になるのであれば、何らかの補助が必要と考えています。このままでは高価になります。
(24)	電子Manifestを導入した時のメリット、デメリットが具体的に広く知られば、加入会社も増加すると思う。今まで紙ベースで処理して困っていないので、このままでもいいかなと思っている。義務化されれば検討します。
(25)	処分業者が対応していない以上、排出事業者だけが対応しても意味がない。義務化にはまだまだ時間をかけないといけない。
(26)	義務化になれば対応する

NO.	意見
(27)	産業廃棄物の排出事業者の責任としてマニフェストにて最終処分を完了したことを確認することは重要と感じます。 当社は多量排出事業者が電子マニフェストの法令上の義務化となれば、計画的に人材を確保し対応することになりますが、現状のコロナ禍の中で企業の業績を維持していくためには、電子マニフェスト化は困難な状況です。
(28)	義務化にすることは、もう少し待ってほしい。(少人数の企業や、高齢者のみの企業も、多く存在するので。)
(29)	マニフェストが義務化されていても、紙マニフェストでさえ100%に至っていないと感じます。 電子化を進めるのは賛成ですが、紙マニフェストより手軽で子供でも扱える程度までハードルを下げて頂かないと現場でのマニフェスト発行が疎かになり、不法投棄に繋がると危惧しております。
(30)	交付枚数が減少しているため、義務でなければ電子マニフェストを導入するつもりはない。
(31)	義務化なら従いますが、現役労働者の高齢化にともない、理解が得られるかどうか？
(32)	処分業者、運搬業者への導入義務化の促進をしてほしい。
(33)	まだまだパソコンに不慣れな会社もあると思いますので、義務付けは困ると思います。
(34)	義務化になった場合は、しかたがない。
(35)	電子マニフェストの義務化には賛成です。管理、保管するマニフェストの量が多すぎる為、簡素化したい。
(36)	電子マニフェストが義務化されれば対応致します。
(37)	電子マニフェストを義務化しない限り、普及しないと思います。
(38)	全ての業者が、電子マニフェストを利用しているわけではないので、義務化になり、利用100%になれば良いと考える。
(39)	電子マニフェストの義務化ではなく、紙マニフェストの簡易化をしてほしい。
(40)	電子マニフェストの義務化の実施を希望します。産業廃棄物関連の書類が電子化されることにより、行政報告書類の作成や保管が簡略化されます。
(41)	特別管理産廃以外の産廃で多量排出事業者にも同様に、電子マニフェスト使用を義務化にしてもらえると、いちいち上司に説明しなくとも電子マニフェストを導入しやすい。国のデジタル化にもつながると思う。
(42)	電子マニフェストが義務化されるのであれば、反対する理由もないので従うが、周知の徹底と使用にあたっての説明や講習を段階を踏んで丁寧に行ってほしい。
(43)	義務化されれば追従する。
(44)	特管以外の産廃も電子マニフェストの義務化になれば、そのように従う。
(45)	電子マニフェストの義務化ではなく、紙マニフェストの運用に問題がない業者は紙マニフェストも選択できるようにしていただきたい。
(46)	処理状況が明確になる、マニフェスト保管場所が不要など、いろいろとメリットは感じます。義務化になれば、より明確になって、良いと思います。
(47)	電子マニフェストが義務化になればすぐにも導入する。
(48)	紙マニフェストで十分満足しており、電子マニフェストの導入は考えていない。処理量も多くないので電子マニフェストの義務化には反対である。
(49)	担当者が不慣れで知識がないため、義務化された場合は不安を感じている。
(50)	電子マニフェストが義務化されれば、統一されてそれに従う。
(51)	現在、電子マニフェストシステムへ未加入の業者(収集運搬及び処分)があるため、紙マニフェストと電子マニフェストを使い分けなければならない状況にあります。 電子マニフェストが義務化され、マニフェストに関する事務業務が一本化されるならば良いが、電子マニフェストと紙マニフェストの両方を利用するのは負担が増すように思われます。
(52)	電子マニフェスト化の推進(義務化)を是非お願い致します。
(53)	相応の補助の上、是非義務化してほしい。
(54)	産廃の許可を取るときに電子マニフェストの加入を条件にでもしないと難しいのではと思う。
(55)	電子化率70%を目標とするのではなく、ペーパーレス化のために全企業を加入対象として電子マニフェスト化を進めていただければと思います。
(56)	個人事業主や小企業には電子マニフェストは難しい。パソコンのトラブルが生じたときの操作の仕方が分からず、締切に間に合わない可能性がある。また操作をする人もいない。かといって、入力作業を外注すれば、コストが上がり、閉業するしかなくなる。電子マニフェストの導入を強要することは、少人数の企業に、事業をやめなさいと言っているようだ。
(57)	義務化となれば別だが、紙の方が今は便利である。
(58)	義務化されれば導入する。

NO.	意見
(59)	電子マニフェストに関しては、私個人(印刷・自治体への報告・保管担当)に導入の決定権はなく、提案も難しいので、現場代理人に「入らなくてはいけない」という考えにさせなければ導入は難しいかと思えます。 1 番は、義務化にすること。そうでなければ、公共工事の発注者への報告を紙ベース禁止とするのが1 番かと思えます。
(60)	電子マニフェストは、当社のような小規模企業にはかえって負担となる。なんでもかんでも電子化するのには反対である。
(61)	公共事業等は産業廃棄物処理の流れが見えるように、電子マニフェストを義務化しても良いのではないかと。また、公共事業に係る電子マニフェストは公開しても良いと思う。
(62)	電子マニフェストは便利だと思うが、パソコン操作が不得意な社員や下請業者がいるため、義務化は避けていただきたい
(63)	義務化になれば考えるが、当面は紙で良い
(64)	今後、公共事業等で電子マニフェストが義務化されれば導入に対し前向きに検討せざるを得ないと考えている
(65)	パソコン操作に不慣れな社員を教育する手間はかかりますが、市役所へ報告するための集計や返却確認・照合が楽になると思うと、いっそ電子マニフェストを義務化してもらった方が良いと考えます。このような強いきっかけがないと紙マニフェストから電子マニフェストへの切り替えが進みません。 電子マニフェストを義務化した場合、操作方法などの問い合わせ・サポートいただける窓口を充実させていただければ助かります。
(66)	国が義務化しない限り、収集運搬、処分各社の歩調がとれない。義務化すべき。
(67)	早く義務化してほしい。
(68)	電子マニフェストが義務化されれば、導入する予定。
(69)	電子マニフェストが義務化になった方が導入しやすい。現在、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3 者がともに電子化していないので、導入に一步ふみだすことができない。
(70)	電子マニフェストの義務化が決定すると、1 日に 10~12 枚と数が多い日は搬出日、廃棄物の種類などを間違ふかもしれないので、紙マニフェストと電子マニフェストの両方から選択して使用できた方がよい。
(71)	電子マニフェストの普及率が 6 割以上にまで及んでいるとは知らなかった。当地域ではほぼ使用している業者はおらず、このような状態での義務化の議論は時期尚早と感じている。
(72)	義務化すればよいと思う
(73)	電子マニフェストの義務化については、反対である。工事によっては、ごく少量の廃棄物しか排出しなかったり、1 度きりの排出のみという現場もある。 手間を考えると紙マニフェストの方が簡単である。
(74)	多量排出事業者であっても、電子マニフェストを義務化せずに、紙マニフェストの利用も継続してほしい。
(75)	電子マニフェストは便利そうであるが、使用が義務ではなかったため、これまで導入を検討していなかった。
(76)	建設業は小規模事業者が多く、義務化を押し付けるのは考えるべきものがある。電子マニフェストは便利かもしれないが、委託先全社をまとめるには時間がかかる。
(77)	紙マニフェストが廃止になれば対応する。
(78)	法令等で義務化になったら導入する
(79)	事務手続きの簡便化や記録の保管、参照の容易さを考えると非常に便利な制度なので義務化を支持します。
(80)	紙の使用量を少なくするという点では必要な事だとは思いますが。
(81)	弊社においては電子マニフェストの普及が進んでおり、紙マニフェストを見たこともない、運用方法がわからない若い社員が増えております。法違反の観点からも、電子マニフェストの義務化が必要と思います。
(82)	枚数が少量のため電子マニフェストが義務化されなければ、紙マニフェストのままでよい。
(83)	ある時期を境に紙マニフェストから電子マニフェストに完全移行となれば、導入及び利用しやすくなると感じます。
(84)	事務作業がすごく簡略化されるのは理解していますが、周辺に電子化した産廃業者が居ない状況で、弊社のみ電子化というのは今のところ考え難いです。 弊社の様な中小業者では、義務化されなければ現状のままで良いと思われる方が多いのではないのでしょうか。
(85)	義務化とするのなら一斉に義務化にしてもらえれば、足並みが揃うので導入しやすい。
(86)	実際に使用する状況になってみないとわからない
(87)	補助金を交付して半強制的に電子化しないとできないと思われる。

NO.	意見
(88)	法令等で義務化となれば、せざるを得ないため義務化してほしい。
(89)	電子マニフェストを義務化することで情報は増え、浸透しやすくなると思いますが、排出量や排出数などで規制の線引きは必要だと感じます。
(90)	全事業所が対象で義務化となれば導入すると思われる。
(91)	義務化された場合は導入いたします。
(92)	電子化には無条件には賛成できない部分がありますので、紙媒体をすぐになくすことは考えていません。
(93)	小規模の処分業者や収集運搬業者には導入コストや運用コストがかかり、また、不慣れなパソコン作業等に対応できない業者もでてくると思われます。全業者で電子マニフェストを必須にしてしまうと小規模業者の受注が減ってしまい営業できなくなる恐れがあると思われます。
(94)	義務化になった場合には、電子マニフェスト契約料金などの低減を検討して貰いたい。
(95)	弊社では基本的に紙マニフェスト使用を禁止しており、一部の加入していない契約業者を使用する場合等のみ本社許可のもと拠点で紙マニフェストを使用しており使用する枚数も最小限にしています。ただ、まだ対応していない業者もいるなかで電子マニフェスト義務化の範囲が現在より拡大されてしまうと長年信頼を築いてきた業者を変更する必要も出てくるため、対象範囲変更が検討されるのであれば業者への加入率を向上を進めた上で実施する必要があると考えます。
(96)	原則、何年後までに全て電子化などのきっかけがあれば普及すると思います。
(97)	2～3年後には、電子マニフェストの義務化して、官庁発注工事を電子マニフェストのみとして頂きたい。
(98)	電子マニフェストの利用促進に賛同する所ではありますが、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に課せられる100%電子マニフェスト利用義務は電子機器・通信環境のトラブル時や休日・夜間の対応等で苦慮している所もあり、阻却要件の緩和を頂ければ有難いと思っています。
(99)	対応できない業者が不法投棄するなど、義務化はリスクを伴うと思う。
(100)	令和4年4月から大阪市の公共工事は、電子マニフェストの使用でないと応札ができない、工事途中に紙マニフェストを使用するとペナルティになると聞いています。強制的に電子マニフェスト使用を進めて頂きたいです。難しいのかもしれませんが、どこかのポイントで電子マニフェスト完全使用にしていきたい。紙マニフェスト使用ゼロを目指しています。
(101)	建設系の場合、多岐にわたる排出品目があり、それらの単価が処分場別に違うことから、細分化したデータの管理が必要です。仮に導入義務化となった場合、元請け様とのやり取りやデータの管理など人件費のアップにつながり、コスト増大が懸念されます。業種や業態にもよりますが、コストの増大により、中小企業の経営圧迫にならないシステムの構築を希望いたします。
(102)	作業効率、透明性を考えて義務化にすればよいと思われます
(103)	義務化になれば導入致します。
(104)	特別管理産業廃棄物と同様に義務化されれば導入します。
(105)	義務化はもつての他。電子マニフェスト導入のデメリットが大きい事業者が多いと思われる。
(106)	電子マニフェストを義務化するのであれば移行期間を設け、まずは処分業者が加入し、次に収集運搬業者が加入する。そして排出事業者(収集運搬許可を持たない業者)が登録をすると漏れがなくなるのではと思います。
(107)	処理事業者・運搬業者への導入の義務化を促進してほしい。
(108)	電子マニフェスト義務化はありえない。少人数の企業はPCすら使っていない場合もある。
(109)	森林保護の観点よりできる限り紙をなくして電子化を導入しなければいけないことは理解しているが、現状では電子と紙を併用すれば手間が増えるだけなので、紙マニフェストの廃止が決まれば直ちに導入することになると考える。
(110)	電子マニフェストの義務化を早く進めていただきたい。(毎年報告している産業廃棄物管理票交付状況報告書が不要となり、排出事業者及び役所の業務量が減る。)
(111)	システムが義務化になれば導入する準備はできています。電子マニフェストが末端まで普及しないのは排出事業者にとっても疑問であります。
(112)	多量排出事業者とそうでない事業者との温度差や、地方・地域格差といえますか、処分業者の事業規模といった部分も、影響があるのかと思われる。以上のことから、強制的な義務化が無いと、いつまでも定着しないと思われます。
(113)	義務化するなら全ての関係業者が一斉に導入しないとトラブルになると思う。また、一定レベルを有する管理ソフトを無償で提供すべきではないのでしょうか。
(114)	電子マニフェストは義務ではないので、紙マニフェストの使用を継続する。
(115)	義務化となれば、全ての業者が電子マニフェストに切り替えるので機能すると思います。

NO.	意見
(116)	現在のままの料金体系で義務化するのであれば、マニフェスト年間使用枚数が少ない企業は除外して貰わないと困る。多量排出事業者＝多量マニフェストでは無い。
(117)	電子マニフェストの義務化となれば、一斉に運用が始まるので、問題は少ないと思うが、そうでない場合、紙と電子が混在すると管理が煩雑になる事が予想される。
(118)	義務化されれば導入を検討している
(119)	義務化には賛成
(120)	義務化になれば全ての業者で利用できると思う。
(121)	取引先が全て電子マニフェスト対応になるか、義務化になった時には導入するかと思います。
(122)	強制しないと移行しない。 産業廃棄物処理業者・運搬業者から初めていただくと良いです。
(123)	「いつまでに導入しなければならない」、また「導入しなければ入札参加できない」、「解体工事はしてはいけない」という義務化が本格的に決まらない以上、導入は難しい。やるのならば、徹底してやるしかないと思う。ダラダラしている限り、導入しない会社はいつまでも変わらない。
(124)	導入を考えたが、義務化される項目に該当しなかったため、今のところ先延ばしをしている。
(125)	当社では、ほとんどのマニフェストは電子になっているが、一部業者では加入できていないケースもある。電子マニフェスト制度はもうほぼ普及していると考えられるため、義務化を推進してもらえれば、未加入業者も対策が必要になり、加入が促進されると考えている。ただし、中小企業のためには、なるべくコストがかからない運用をお願いしたい。
(126)	電子マニフェストが義務化になる場合は対応する
(127)	電子マニフェストの義務化(紙マニフェストの廃止)にならなければマニフェスト処理業務の負担は減らない。
(128)	コストが発生するので、電子マニフェストが義務化されるまでは手書きで十分である
(129)	義務化されれば致し方無い
(130)	産業廃棄物多量排出事業者は電子マニフェストを義務化するようになれば、いいきっかけになると思います。
(131)	紙マニフェストを廃止し電子マニフェストを義務化して欲しい。紙と電子の併用だと関係している全業者の合意を取る必要があり大変。
(132)	「電子マニフェスト義務化」になれば、取引先の処理業者が電子マニフェストに対応していないという問題は解消され、当社としては依頼しやすいのでいいと思います。
(133)	どうしてそんなに電子化を進めたいのか疑問です。
(134)	収集運搬、処分業者の電子マニフェストへの移行が加速すると排出事業者としても加入しやすい環境になるので、義務化を含めた検討を希望します。
(135)	段階的に導入がすすめられれば良いと思います。
(136)	働き方改革による労働時間の見直し等、特に建設業に於いては当該電子化の早期義務化により、できる限りの(できることは適宜)業務簡素化に向けた取り組みが必要
(137)	電子マニフェストの義務化になった場合は、嫌でも導入になるので、各担当者がやる気を起こすと思うが、現状では導入賛成が多数でなく、運用もしっかりできないと思う。 なので、全業種義務化ではなく、段階的に業種を絞っての導入がいいと思う。 例:建設業は〇〇年までには完全実施、という様な改革。
(138)	義務化の範囲が広がれば考えたい
(139)	義務化を徹底してくだされば簡素化できるのでいいと思います
(140)	電子マニフェストに移行し、業務が簡素化・軽減されるといいなと感じます。
(141)	電子マニフェストの義務化を早急にしてほしい。 排出業者と収集運搬業者、処分業者とで電子マニフェスト導入に対するメリットに違いがある。
(142)	電子マニフェストの義務化をしなければ、小規模事業者に普及しない。特に小規模事業者は高齢化が進んでいるため、義務化にしないと普及はしないと考えます。

(13)② 電子マニフェスト導入の問題点等に関する具体的内容（問 11～13）

NO.	意見
(1)	取引のある収集運搬業者が電子マニフェストに対応していない、導入の予定がないなど、結果として紙マニフェストになっているため、導入できていない。
(2)	公共工事でマニフェストの写しを要求されるため、電子マニフェストを導入することはできない。
(3)	自治体において電子マニフェストを導入するにあたり、セキュリティの問題を解決できない。
(4)	導入したいが、発生からPC入力迄の期日が短い為に、実施できない。
(5)	取引先の導入状況がわからない
(6)	公共工事主体の会社ですので、官庁(発注者)が必要であれば、導入を検討する。
(7)	大きな現場においては導入のメリットを感じるが、小さな工事が多い弊社では、現場の登録など逆に手間を感じる。下請けの運搬業者は電子マニフェストを導入していない場合が多い。
(8)	近隣の公共処分場が電子マニフェストを導入しておらず、電子マニフェストを導入している処分場までの距離が遠い。また、電子マニフェストは導入までが面倒であると思っている処理業者が多い。
(9)	取引企業が導入していないと、自社だけでは意味がない。
(10)	収集運搬業者と処分業者が電子マニフェストを導入しているのかそもそも知らない。
(11)	工事内容によって排出の有無など、バラつきがあり、産業廃棄物が発生しない場合もある。
(12)	入力までの期限に間に合わない
(13)	社員の周知等(教育)が困難である。
(14)	複数の排出現場があり、また担当者には高齢の社員もいるため、電子に統一するためには、事務処理者の負担が逆に増える紙と電子の併用をするくらいなら紙一本の方が楽である。
(15)	利用料金が高い。
(16)	現在、紙マニフェストで負担を感じていない。電子マニフェストにすると専門に担当を配置して業務を行わなければならない。 今、建設業は人材不足。そこまで人件費を増加できない状況である。
(17)	導入はしたいが多忙のため手が付けられない
(18)	処分業者、運搬業者が電子マニフェストを導入しない。電子マニフェストを導入しても運用する若手の人材が不足している。 また、システムを理解する上で、十分なサポートを受けることができるか不安がある。
(19)	①当社は主に道路のアスファルトを撤去する処分が多く、数量の確定が実施後にならないと分からない面がある。 ②紙ベースのマニフェストで管理しないと過積載の問題が発生する。 ③天候に左右される業務なので、今年の予測をしないと運用が難しい。(人員的に兼務作業で、選任配置とはならない)
(20)	電子マニフェストシステムのアカウント維持に係る期限管理のほか、予算取りや基本料支払い等の庁内ルールに基づくさまざまな手続きが煩雑であるため、結果的に事務量が増える。
(21)	電子マニフェストを導入しても紙マニフェストとの併用となるので負担が増え、混乱を招く恐れがある。もしくは紙マニフェストのみの使用となる。
(22)	建設業の場合、年間に複数の新たな工事現場(作業所)があり、工事場所に近接して事務所を設置できなかったり、ネット環境が不備な場合もある。導入初期は、システム運用や担当者の習熟度、それぞれの作業所での各収集運搬業者との連携などに多少の混乱が発生すると思われる。
(23)	現在使用している紙マニフェストの費用は、浄水場の維持管理業務委託の契約金額に含んでいるため、電子マニフェストへ移行した場合、排出事業者としての利用料金が新たに発生してしまう。また、入札により当年度の収集運搬処分業者を決定し契約しているので、電子マニフェストへ移行した場合、入札参加資格の制限が増えてしまう。
(24)	手元にある方が確認等の作業が容易である。
(25)	電子マニフェストにすることで、検索、集計、確認が便利になると思われるが、収集運搬及び処分業者のすべてが電子マニフェストを導入しなければならないので難しいかと思われます。
(26)	検討する時間が確保できない。検討したいが、中々時間が取れない。
(27)	本市の環境では外部のウェブページにアクセスする場合、仮想空間でしか行うことができないため、自由に運用することが困難と見込まれる。
(28)	導入に手間がかかる。取り直し修正が自社のみで出来ない場合があり、取引先にも迷惑がかかる。小規模な会社の場合、導入に費用が掛かり、採算が合わない。
(29)	処理料金の支払い時に紙マニフェストを添付しており、電子マニフェストの場合は同様の運用ができなくなる。
(30)	電子マニフェスト操作担当者を平日の日勤者とした場合、連休中の廃棄物引渡に対して3日以内のマニフェスト登録ができず、予約登録の場合も変更ができない。休日、夜間勤務者に電子マニフェストの操作を教育するのが難しい。

NO.	意見
(31)	人員が確保できない
(32)	処理業者の導入は進んでいるが、収集運搬業者の導入が進んでいない。
(33)	排出事業者、収集運搬業者、処分業者3者が加入者でないと出来ない。
(34)	紙はまとめて印字できるが、電子は入力の手間になる。
(35)	電子マニフェスト運用の手順を会社内で構築する手間が取れない(人手不足)
(36)	公共工事の場合には、「マニフェスト管理台帳」の提出が必要であるが、電子マニフェストで行うと、どのようになるのか、よく理解できていない。 また、処理業者が電子マニフェストに対応できていない。
(37)	説明会に行き使ってみようとしたが、使い方がよくわからず、結局使わなかった。試しに使ってみたり、修正がしやすいようであれば、いきなり本番では使えない。使用法マニュアル等わかりやすくすることが必要である。
(38)	・数量が搬出時の時間差で変わってしまうのでは。 ・紙マニフェストは、現場での記入は簡単ではあるが、負担となっている。さらにパソコンでの作業の方が負担が増えるのではないか。
(39)	収集運搬業者の未加入、収集運搬業者が個人経営およびパソコンに不慣れ
(40)	工数がかかるのでは
(41)	高い。これ以上負担が出るのは困る。また、担当者が1人しかおらず、兼務の為、3日間の登録では短い。紙マニフェストは、立ち合いを必ずしてサインする。その方が結果的に早い。
(42)	電子化の雰囲気が無い。社内でまだ電子化に慣れていない。
(43)	電子マニフェストに対する理解不足
(44)	簡単ですよという意見も聞かれるが、排出事業場の環境が整わなければ紙ベースになってしまう。電子と紙を併用した場合どうなるのかわからず、今まで通り、紙ベースで統一したほうが管理しやすいと思っている。
(45)	排出事業者の入力等、業務が増える
(46)	当社及びほとんどの運搬、処分業者は加入しているが、地方の一部の業者や公共関与の産業廃棄物処理施設でも電子マニフェストに未加入のところがある。また、電子マニフェストも業界毎にASP事業者が異なるために、困ることがある。
(47)	携帯電話の操作が複雑
(48)	元請からの要望で、収集運搬業者として電子マニフェストに加入したが、収集運搬の場合、スマホで操作するのが難しいという運転手がいいた。担当(自分)が休んだとき、代わりにパソコン操作をできる者がいないので、排出事業者としての電子マニフェストの加入はきびしい。
(49)	公共工事の発注者に提出する場合は、どうするのか。
(50)	当社では、電子マニフェストの導入を検討中ですが、取引業者(収集運搬・処分)全社が導入しないと、電子と紙の両方になるので、大変なのかなと思います。
(51)	電子マニフェストの記入方法に問題があると聞いている
(52)	自己運搬(社員)の時、運搬者がまちがいに電子マニフェストを使用することがむずかしいと思われる。(高齢の人もいるので)
(53)	紙のマニフェストだけを使用している取引先が多い。取引先が電子マニフェストにして頂ければ全て電子マニフェストでできると思います。
(54)	コストや期限等のルールにより導入は難しい。人員不足。
(55)	使い勝手が悪いことが危惧される。電子マニフェストの導入により、むしろ時間・手間がかかるようでは困る。
(56)	数量に誤差が出たときの処理が面倒ではないか。
(57)	過去、県(行政)より、電子マニフェストの説明を受けました。現在は下記の理由にて当社は紙マニフェストの運用を継続します。 ①紙マニフェストの管理で大きな負担になっていないこと。 ②電子マニフェストが義務化ではないため。(特別管理除く) ③電子マニフェスト(PC)化の方が担当が分散し、事務教育負担が考えられる。(増員等の予算化は考えられない)
(58)	65歳以上の高齢者が半数在職している。建設業なので、スマートフォン活用する仲介サービス業者システムを入れないと不便なため。
(59)	収集、処理、処分業者すべてが電子化されないかぎり、物流が止まってしまう。
(60)	操作が大変ではないか。また、電子マニフェストは修正ができないのではないか。
(61)	紙マニフェストより経費が少なく済むなら導入したい。
(62)	事業所・運搬・処分すべてが導入していないと機能しない紙と電子の併用は事務処理の負担が増大するので、結局紙で統一することになる。

NO.	意見
(63)	自社だけでは決められないので、導入が難しい。
(64)	中小企業、特にパソコン等に不慣れな企業には対策が難しい。
(65)	・排出、収集、処分の3者による電子マニフェストの利用が必要であるから。 ・電子マニフェストシステムの利用料金が必要であるから。
(66)	作業量が増す。
(67)	担当部署が2つあり、1つは私1人で、他の部署は数人で担当を行っている。講習でそれぞれの担当者が覚えられるか。1人で行っている私の場合、休んだ時は他の課員が対応できるか。入力ミス、未入力に気づかないでいた場合、どのようなペナルティーがあるのか。紙の場合は、業者に渡して、必要事項を記入してもらっただけで、他の課員でも対応可能である。また、年間のコストは高くなるのか、安くなるのかが分からない。
(68)	職員の人員不足
(69)	社内で使用している情報セキュリティシステムで導入できるかどうか不透明である。
(70)	排出後、数日以内に処理が必要と聞いていたので、処理できるか不安を感じる
(71)	人員不足のため、電子マニフェストに切り替わることで、排出事業場の担当者が対応に時間をとられると困る。
(72)	排出量が多くない時は、電子だと何かと(登録料など)費用がかかってしまいます。建設業も日々変化しており、いろいろなコストが増えているので、本当に必要なもの、便利なものという説明があるべきだと思います。
(73)	すべての排出事業場に電子マニフェストを発行するシステムが導入できない。
(74)	収集運搬業者で、リース車両で運用する業者があり、事前に車両を特定するのが難しいことから紙が良いと思っているようだ。実務担当者や上司(上層部)の意識が低い支社もあり、現在は他支社へ電子化を進めるよう、取り組んでいる。
(75)	排出時点で数量記入だと実数と違う場合どうするのか。運転手等不慣れな場合、システム上の入力は困難ではないのか。(ケータイ等での操作など)
(76)	収集運搬業者の料金が高価なため、排出事業者としては導入を促すことができないでいる。
(77)	現時点では取引先も導入しておらず、また紙様式での不便さをそれほど感じていない
(78)	処理業者の周辺は、高温、多湿で、パソコンはすぐ傷みそうです。
(79)	導入が難しそうだ。
(80)	電子マニフェストで統一されれば導入できるが、紙マニフェストが混在する状態は好ましくない。
(81)	現状なんとかできていたので新しく導入する気になれない。
(82)	現状の運用に問題がなく、作業量も軽微である。
(83)	エコアクション 21 の産業廃棄物の取り纏め及び帳票づくりに手間取りそうで、データの入力に時間と労力を費やしそう。費用が発生するのが課題かも。
(84)	一度、導入計画があったが、メリットが無い為、導入をやめた。
(85)	取引先で電子マニフェストの導入が少なく、一括管理が出来ない為、検討している。
(86)	電子マニフェスト導入費用と紙マニフェストの購入費用を比較すると、紙マニフェストが安価なため。電子マニフェストの利便性等は承知しており、安価であれば導入したいと考えている。
(87)	PC、スマートフォン、電気、ネット環境等、必要なものがそろわない現場がある。紙であれば記入して持たせるが、電子マニフェストであればその時入力を忘れると期限内に入力を忘れるミスが出る恐れがある。
(88)	電子マニフェスト管理システムが数社あり、どこを選択したら良いのか?
(89)	マニフェストのチェックを監査する際には、電子よりも紙での保存の方が有効である。
(90)	データが消えた時に困るのでは。
(91)	維持コスト(現状、当社ではデメリット(金額面)となる。)
(92)	紙マニフェストと電子マニフェストを併用すると、かえって業務が煩雑になってしまう。
(93)	電子も紙も作業量が変わらないと感じている。
(94)	運搬業務委託や中間処理業務委託の入札参加に、制約が生じる可能性がある
(95)	取引先の運搬業者や処理業者が電子マニフェストを導入していないので導入は考えていない。
(96)	山間部の作業が多く、電子媒体の活用が難しい。また、工期が短く媒体の設備投資が負担になる。
(97)	事務員さんの高齢化、パソコンが使えない。
(98)	電子マニフェストに切り替えるのが大変(他社との絡みがある為)
(99)	元請業者や収集運搬業者が導入していないので浸透しづらい。事務担当者の業務が増える。
(100)	現在、契約している全ての収集、処分業者が同時に運用を開始しなければ、紙マニフェストと混在してしまうため管理がしにくい
(101)	自治体が無関心

NO.	意見
(102)	システムがよくわからない。例えば、工事が完成した際、E 票の写しを付けて提出するが、電子マニフェストの場合はどうするのか？等の詳細が不明。
(103)	電子マニフェスト導入業者とそうでない業者がいるため、両方利用では仕事が煩雑になる。
(104)	事務内容の拡大や、受注業務の増加に伴い、事務処理にあたる人材を新たに追加したばかりの為、担当者のパソコン操作や、業務内容の理解に不安がある。
(105)	大型連休中等、担当職員が長期不在となる場合の対応が課題である
(106)	電子マニフェストを導入する場合、全事業所と関連した運用見直しとなるが、関係各所も含めて、運用改訂に時間を要する。
(107)	停電等の障害発生中の対応が心配である
(108)	電子マニフェストに加入しているが、収集、処分を委託する回数が年 1~2 回程度の会社の場合は、紙マニフェストで対応している。
(109)	紙マニフェストの方が安い。電子マニフェストにすると、担当者(専属)を置く必要がある。
(110)	紙マニフェストを使用していると、身近な電子マニフェストの普及具合がまったく伝わってこない
(111)	電子マニフェストシステムがよくわからない。紙マニフェストでも充分に対応できている。
(112)	廃棄物回収予定の変更が時々あり、事務作業量が増加する。また、導入によりメリットが生じる場面はあるが、それだけでなく、導入により作業量の増加や煩雑化が生じる面もある。例えば、一般的なソフトウェアにおける試用版のようなものがあると、より理解がしやすくなるかと考えます。(デモシステムよりも、さらに実際の現場に近いものがあれば)
(113)	電子マニフェストを導入するにあたり、新たなシステム構築が必要である。各業者間との連携、マニフェスト発行から一連の流れ等を検討する必要がある。どのような手順を踏めば電子マニフェストの導入ができるか、ご教授頂きたい。
(114)	運用コスト、システムの操作性、社内ネットワークシステムとの親和性等を検討する必要がある。
(115)	排出事業者と委託先の収集運搬業者、処分業者の 3 者が電子マニフェストに加入する必要がある。
(116)	収集運搬業者、処分業者は毎年入札により決定しているが、電子マニフェストを導入していない業者が含まれる場合もある。入札により電子マニフェストを導入していない業者に委託しなければならない状況になる心配がある。
(117)	導入する際の組織内の合意形成が課題である。
(118)	排出事業者と委託先の収集運搬業者、処分業者の 3 者が電子マニフェストに加入する必要がある点が課題である。
(119)	搬出汚泥数量の算出方法や積算単価等(立法メートルで算出している)が電子マニフェストで対応可能かが分からない。
(120)	マニフェストを発行する事業場(現場)が固定していない。
(121)	公共事業での数量変更時の対応が課題である
(122)	業務の履行確認、支払手続きに紙マニフェストを使用しているが、電子マニフェストでは現在の運用が不可能になる
(123)	導入には経費がいくらかかるのかを具体的に分かりやすくした方がいいのではないのでしょうか。経営者が導入後の操作や管理をするわけじゃないので、『操作・管理』のしやすさと『導入』のしやすさは別物である。
(124)	情報セキュリティ部局との調整が面倒。また、年間のマニフェスト発行数が少ない事業者にとっては電子マニフェストに移行する手間の方が大きいと考える。排出事業者、収集運搬業者、処分業者のうち 1 社でも未加入なら、電子マニフェストを使用できない。
(125)	電子マニフェストの方法がわかる図解入りの説明があれば教えてほしい。
(126)	やり方が分からない。
(127)	人手不足により担当者(専任)を置くことができない。個人事業主であり、すぐに入力処理ができず、現場ごとにまとめる必要があるために日数に余裕がない。また、パソコン操作に自信がない。
(128)	業界内で ASP サービス事業者を介さないと使用しづらいとの話を聞いた。
(129)	電子入力への負担が懸念される
(130)	現状、外部と接続されている端末が少なく、セキュリティにも未熟な面がある。将来的にクリアになれば導入を検討したい。
(131)	公共工事で工事ごとに委託契約しなければならないため、負担が大きい(発注者の理解度や認識が不足しているため、処理業者との年間契約の締結等への理解が得られない)。
(132)	建設会社での管理運用しやすいシステムであれば、導入を検討する余地がある。
(133)	県内では電子マニフェストはほとんど普及していない。また、電子マニフェストは維持管理費が高価である。
(134)	電子マニフェストに入力して、自社の PC にも入力しなければならなくなるため、手間が増える。また、高価なソフトを購入することはできない。
(135)	PC 操作に不慣れな者もあり、担当者全員に入力作業を周知徹底するのが難しい

NO.	意見
(136)	下請として収集運搬(紙マニフェストを使用)しているものもかなりあり、紙と電子が混在してもあまりメリットがないと思う。 また、取引先の収集運搬業者、処分業者が電子を導入しているかがわからない。
(137)	今後、電子マニフェストの導入を検討したいが、電子マニフェストに関する情報不足のため、メリット、デメリットが理解できない。
(138)	予算確保が困難である
(139)	委託先の収集運搬業者、処分業者ともに1社しか契約しておらず、相手方が電子マニフェストを導入しないと、当社だけでは導入できない。新たな業者を探して契約する手間を考えたら、現行の紙マニフェストのままでよい。
(140)	各現場担当者に入力作業を周知徹底することは現状では難しい。
(141)	現地で作業することができない点が課題である。そもそも、どのようなものかも、やり方もわからないので、現場への負担軽減になるのかを判断できない。いまだに導入数がすくないということは使用しにくいのではないかと。
(142)	産業廃棄物の排出先である当施設並びに収集運搬事業者、処理業者等産業廃棄物の処理に係る自治体、企業が一体的に取り組まないと実現困難であり、効果が期待できない。また、導入費用等未定。
(143)	紙マニフェストの費用は、施設の維持管理業務の契約に含んでいるため、電子マニフェストに移行した場合、排出事業者としての利用料金が新たに発生してしまう。 また、入札により収集運搬業者、処分業者を決定して契約しているので、電子マニフェストに移行した場合資格の制限が増えてしまう。
(144)	現状、人手不足のため、電子マニフェストの運用に関して対応できるのか不安がある
(145)	運用の仕方、使用者への教育が課題である
(146)	発注者に紙マニフェストのコピーを提出しているが電子マニフェストでは対応できるのか、電子マニフェストがどのようなものであるかの情報がまったく分からないため、検討することができない。また、すべての排出事業場と取引先の処理業者が一斉に電子マニフェストを始める必要がある。取引先によって、紙と電子の併用では運用が難しい。
(147)	委託先の収集運搬業者及び処分場が電子マニフェストに対応できるかどうか分からない。また、対応できない場合、自社だけでも電子マニフェストを行えるのかが分からない。
(148)	完全な電子化が不可能である。例えば、収集運搬業者が個人事業主の場合など、電子化への対応が難しい。紙マニフェストと電子マニフェストの両方が共存することになり、余計な手間を感じる
(149)	1件あたりの登録料が紙マニフェストよりも高いので安くなることを望みます
(150)	導入しても紙を使うことが想定されるので効果を感じない。特別管理産業廃棄物は電子マニフェストで運用しているが、事務作業が軽減していない。
(151)	各現場担当者の負担を考えると手書きの紙マニフェストの方が楽。事務所のない現場もあるので、PC環境の問題から手書きするしかない場合もある。紙マニフェストは物として残るし、記録・保管する上での安心感がある。
(152)	紙も電子もともに事務負担は変わらないと思うので、電子化のメリットを感じない
(153)	本社から遠い現場など、現場での対応がすぐにできない
(154)	処理業者の立場で電子マニフェストを使用しているが、排出事業者によって、異なるシステム(ASP)を使用しなければならないため、同じ操作画面から各システムを入力できるようにする等の利便性の向上が望まれる。
(155)	windows10より前のバージョンのPCを使用している点が課題である。システムの運用に対するフォローとOS変更時のサポートをお願いしたい。
(156)	マニフェストの記入及び管理は年配者が行っているため、パソコンの操作に不慣れである
(157)	ネット環境及び専用PCの整備が必要
(158)	緊急で運搬する場合があります、電子マニフェストでは運用が困難ではないかと考えている
(159)	取引先が電子マニフェストを運用できるとは思えない。また、現場ごと、運搬受託者ごとの集計が必要であるため、集計などができるのか、不安がある。電子マニフェスト上で集計ができなければ、別途、集計のためにPCに入力しなければならない、二度手間になることが危惧される。
(160)	建築・解体工事の委託先処理業者は電子マニフェストに対応しているところが多いが、土木工事の場合は委託先処理業者で電子マニフェストに対応しているところはまだ少ない
(161)	各現場において代理人が電子マニフェスト化に難色を示している。電子マニフェスト化することで集計の手間や手入力による間違いがなくなるメリットがある反面、各現場ごとに代理人が電子マニフェストの入力を行うことがデメリットであると感じている
(162)	確認作業など担当者を置く必要があり、さらに時間の制約がある。工事現場に近い業者を使用することが多く、大きい業者から小さい業者まであり、電子マニフェストを使用していない会社もある。
(163)	入力時の不安がある

NO.	意見
(164)	マニフェスト 90 件以下なら基本料のみで問題ないが、それを越えると別途、使用料が発生するが、その確定が翌年度 4 月以降となるため、予算編成の日程を考慮すると、導入を断念せざるを得なかった。
(165)	導入希望はあるが、取引業者が複数あり、電子マニフェストを導入していないところもある。また、排出事業場(現場)も多数あり、入力が正確に行えるかなどの理由で、導入に至っていない。
(166)	取引先の業者が電子マニフェストを導入していない
(167)	大量のメール等がきて業務に支障がでることや、職場の特定の PC に専用アプリを入れないといけないことに対して懸念がある
(168)	PC 操作があることによる業務の属人化が課題である。また、関連業者の相互補完によってシステム全体が成り立つこととなるため、後工程の業者に直接、手順説明をしなければならないのか、事務負担が増えないかが懸念される。
(169)	スマートフォンや PC に不慣れな従業員がいる
(170)	収集運搬業者の対応、指導をどのようにしたらいいか
(171)	加入単位、サブ番号利用等、利用料金のことを考えると高価だと感じる。どの加入の仕方がより安価で使い勝手がよいか分からない。
(172)	小規模の現場が多く、電子マニフェストより紙マニフェストの方がスムーズに業務が進む。小規模な現場では紙マニフェストの方が適している。
(173)	PC 等の接続不良などの場合の対応が課題である。
(174)	導入が難しそう。タイムリーに入力できないかもしれないという不安がある。
(175)	取引先に電子マニフェストを導入していないところがあるため、電子マニフェストを導入した場合、紙との併用により、社内の運用が複雑化する
(176)	導入のメリットが感じられない中で乏しい人員を割いて導入する余裕がない
(177)	運搬業者で導入が困難
(178)	当社は公共事業で排出する建設廃棄物が主で、設計変更等でマニフェストの写しを提出する必要があるが、電子マニフェストでの対応は可能か、電子マニフェストを導入した場合に工事当事者に負担が掛からないのかが課題である。
(179)	電子マニフェストは入力に手間がかかるのではないか
(180)	電子マニフェストは高額である
(181)	小規模な収集運搬業者では導入が不可能である
(182)	担当以外が電子マニフェストを入力できない状況になると考えられる
(183)	産業廃棄物処理業者が導入していないと、自社も導入できない
(184)	収集運搬業者、処分業者の規模が小さいため、PC 対応が難しく、電子マニフェスト導入は不可能。紙マニフェストの年間発行枚数が 300 枚程度なので、日常業務ルーチンで作業しても全く問題なく運用できてしまう。わざわざ手間をかけて電子マニフェストを導入するメリットよりデメリットのほうが大きくなってしまう。
(185)	建設業や解体業者の中には資質に問題のある業者が多く、過積載など当たり前のように行っているのが見受けられる。導入しても後から訂正など要求されても答えることができない。
(186)	電子マニフェストの加入数が少ない。紙マニフェストを継続している企業が多いので事務効率化にはならない。導入費用が高価である。
(187)	電子マニフェストの PR 不足、同業他社(排出)がほとんど導入していない。特に収集運搬だけの事業者は導入していない。処分業者に聞いても、取引の 1 割ぐらいしか導入していない。
(188)	取引先業者の電子マニフェストへの無関心
(189)	導入のメリットがわからない
(190)	収集運搬業者は小規模の業者が多く、導入は難しいと考えている。
(191)	関係事業者のすべてが採用しないと、一部が紙となると採用は難しくなる。
(192)	保管資料としての紙の安心感。電子化しても結局、紙資料化しよう。データにしても紙資料にしても保管期間などがあるので故障や破損のリスクなどを考えると作業性に大きな差はないと考えている。
(193)	今までの紙マニフェストの運用で慣れているため、方法を変えること、さらにはパソコン等の操作が必要になってくることに対して抵抗がある現場担当者が多い。また、それぞれ現場事務所に点在して業務をしている。
(194)	取引先(処分業者、収集運搬業者)が未加入
(195)	電子マニフェストを使用すると費用が発生する
(196)	現場での管理が難しい。紙の方が確実。
(197)	排出先との間で産業廃棄物種類・重量の情報伝達方法を決める必要がある。

NO.	意見
(198)	電子マニフェストを本社事務所に作成、照合、整理する場合はその管理が出来るのかと思いますが、現場毎に同一の電子マニフェスト管理をする環境が難しい。 ①作業環境(PC、電気)が問題。 ②整理担当者の技量が問題。
(199)	電子マニフェストのメリットが分からないのと、関連業者が導入していないため。
(200)	運搬業者が多数おり、廃棄物の種類が多い場合 連絡確認事項などに時間が掛かる。緊急の場合、現場での作業が優先され、事務が難しい
(201)	実際のところ、紙マニフェストを利用している運搬・処分会社に事情を聞くと、ドライバーごとに電子マニフェストを運用するうえで必要なスマートフォンや ipad を貸与できる状況でない会社や、電子マニフェストを PC で操作、管理できる社員の不足などを挙げられていました。
(202)	運搬業者を探すのが非常に苦労している。1 事業場で契約する運搬業者が数社に及びほとんどの業者が電子マニフェストを導入していない状況である
(203)	取引先の処理業者が電子マニフェストを導入していない
(204)	・電子マニフェストを導入している業者と導入していない業者別に、処理作業が分かれ、処理が複雑になると考えている。 ・電子マニフェスト講習を受けた事があるが、PC 上での作業が複雑に感じた。
(205)	工事請負内容により多量排出する年があったが、基本的には、ごく少量なため、紙マニフェストの運用で問題がない。
(206)	年間の工事受注量、工事内容によりマニフェスト使用量にその年により大きな変動がある。興味はあり、作成等の手間が軽減されるなら導入は検討してみたいと思っているが、今のところ、マニフェストをそこまで大量に使用しないため導入のメリットを感じない。
(207)	広範囲で小工事を日々、数十件行っている。担当者の日々の入力等も仕事の負荷(入力忘れ懸念)となることから、電子マニフェストの入力情報をまとめて代替者が送信するなどの業務体系の見直しが必要。現在紙であるが、事務員等が事前に準備(入力→大量印字→担当者へ)ができ、担当者が常に所持→配付→回収もできている。配布したことも把握できている。また、工事の下請け会社と取引がある収集運搬会社のほとんどが小人数の会社であり JWNET に登録出来ていない。
(208)	紙マニフェストで問題無く運用しているので、新たに電子マニフェスト導入は面倒。
(209)	産廃の担当部署を設けていない。事業所単位で委託契約、マニフェストの発行をしており電子マニフェストを導入しても各担当が同じレベルで運用できるかが不明。事業所ごとに処理業者、収集運搬業者が異なるため電子マニフェストを運用していない委託業者も多く管理しづらい。本社に担当部署を設け、一括管理するのも人員減少のため難しい。建設業では ICT など他にも取り組まなければならないことが多いため。
(210)	万が一過積載があった場合の対応が課題である。また、導入している中間処理場がないので紙マニフェストに統一している。少量の場合でも基本料がかかる、導入している中間処理場があまりない等も導入に向けての課題である。紙マニフェストとの併用があり電子マニフェストの場合、料金も発生するのでダブルでやると負担が大きすぎる。
(211)	収集運搬業者は個人経営が多く、加入が遅れている。
(212)	システムに不具合が生じる可能性があり、その場合、搬出に問題が出てこないか不安。
(213)	当社は排出事業者だが、運搬業者や処分業者が、電子マニフェスト導入はしておらず、当社だけ導入してもメリットが感じられない。
(214)	PC 操作に関する不安や運用について課題がある。また、マニフェスト担当の負荷が逆に増えそう。電子マニフェスト導入説明会を受講し検討します。
(215)	小規模な工事が多数あり、2～5 枚の紙マニフェストの発行で済む状況である。電子マニフェストを導入すると、紙マニフェストと混在し、管理が煩雑になると思われる。
(216)	トラブルによるデータ消失が危惧される
(217)	年間の廃棄物(コンクリートガラ)がほぼ1種類で、廃棄量(10t/台)も一定なので、マニフェストの枚数×10tで計算できるため、紙マニフェストの方が管理しやすい。
(218)	電子マニフェスト化すると、現状より担当者の管理業務が効率化されて楽になるのは理解しており、前向きに導入を検討しております。ただ、内容の詳細やメリットが感じられるほど情報の周知が充分行き届いているとは言えないように思えます。マニフェスト発行枚数は1日平均1枚程度であり、運用面、管理面での負担がほぼ感じられないのが現状です。取引している産廃業者の電子マニフェスト導入状況を把握することから始める必要があり、前向きに進めづらく、逆に業者からの提案もほとんど受けておりません。
(219)	導入していない会社が1社でもあれば紙マニフェストも必要になるため、一斉に導入しなければ活用は難しいと思う

NO.	意見
(220)	受注工事によって、排出量・種類が大きく異なるため、作業量が不明確であるが、現状では紙マニフェストで大きな負担はない。
(221)	導入業者が少ない、ソフト(ASP サービス)が統一化されていないことに加えて、電子マニフェストの知識不足、運搬車(業者)のスキル不足等の課題がある。
(222)	新築工事や解体工事等のように産業廃棄物量が多い工事では電子マニフェストの使用が有効であるが、改修工事や小規模工事の場合は、紙マニフェストになっている。解体工事の場合、解体工事会社の取引先の収運会社が、工事現場に近い処分場に運搬するのが一般的であるが、取引先の収運会社等が電子マニフェストを導入していない場合があり、一部が紙マニフェストになることがある。
(223)	運搬業者として加入しているが、排出事業者としては、その日の運搬品目、予定量を事前に把握できないため、予約票を作成できない。 入力も、電子でもどちらでも行う必要があり、手間は変わらない。
(224)	当社排出量と電子マニフェスト経費が見合わない。
(225)	電子マニフェストに対応するために専用のアドレスを作成したり、新たに担当者を立てなければ対応に漏れなどが発生してしまうと考えている。
(226)	建設業においては、多数(多箇所)の作業所毎に多種の建設廃棄物が発生しますが、排出事業者・運搬受託者・処理受託者の三者全てに運用が必要となります。発生する全ての現場の建設廃棄物に対して電子マニフェストの運用が適用できなければメリットを享受できない(電子・紙の混在ではメリットを期待できない)ため、作業所での各種建設廃棄物の電子マニフェストの運用が難しいと考えております。
(227)	排出事業場が各自記入し、作成しているため、大きな負担になっていない。
(228)	すべての企業が電子化されている訳ではないため、社内で電子と紙と二重に管理が発生する。担当者によっては混乱が生じミスに繋がりがかねない。
(229)	・電子端末の利用に不安のあるドライバーがいる場合でも導入可能か。 ・電子マニフェスト導入後も紙マニフェストも併用できるか。
(230)	取引先の全業者が導入していれば、当社も導入を検討するが、紙との併用だと管理が難しい。全国の全産廃処理業者の導入後からの搬出業者の導入ではないと、加入するメリットがない。
(231)	既に参加し、中間処分業としての運用はしているが、排出に関しては未使用である。社内での運用体制が整わないほか、運搬業者がパソコン未導入だったり、パソコンに対する知識がないとまず運用ができない。どこか1社でも、そういった壁があり活用できないとなると、すべてが紙マニフェストで対応になってしまう。
(232)	紙と比較してPCの入力や操作の面で煩雑になる
(233)	全ての業者で同時期に電子マニフェストに切り替え出来るのならいいが、時期がずれると返って作業効率が悪くなる。
(234)	小規模事業者(年間に発行するマニフェストが数枚程度の事業者)のメリットが少ない
(235)	排出事業場に必ずしも通信機器や、事務所があるとは限らず、排出事業場担当者の中には、パソコンに不慣れな者もあり、また電子マニフェストを本社で発生都度々入力管理するのも難しい点があります。
(236)	工事担当者が現場に付いていながらパソコン操作するのが困難である。短期間の工事や夜間工事ではパソコン操作をするための人員を配置することが難しい。電子マニフェストを導入しても、現状として紙マニフェストとの併用になるため、事務処理が二重になる等の理由から、導入を見送っている状況です。
(237)	収集運搬、中間処理等関係の事業所が、すべて電子化されれば導入を行いたいと思います。現在の状況では必要性は感じません。
(238)	収集運搬委託先が毎年同じとは限らない。委託先の全業者の電子マニフェストの導入は難しい。
(239)	休日の人が誰もいないときの対応が可能なのかどうか。 また、導入費用がどれくらいなのか分からない。
(240)	現場担当者への周知等が課題である。
(241)	施工場所が多岐に渡り、その都度収集・運搬業者が異なるため、継続性がなく電子マニフェスト導入に至っていないのが現状である。処理業者においては、メリットはあると思われるが、収集・運搬業者においては、計画的に業務が見込めないことが要因の一つになっていると思われる。
(242)	紙マニフェストと比較して金銭面でのメリットがない
(243)	収集運搬会社の未加入が多い、特に大型ダンプなどは個人な事業主なども多い
(244)	担当者のパソコン操作、運搬業者・処分業者の加入状況、コストが課題である。
(245)	電子マニフェストについては情報が不足しています。電子マニフェストに対応している処分業者としていない処分業者が、同じ排出事業場にて混在した場合はどのように管理、記述するのかが不明。場合によっては同じ処分品目でも電子と紙が混在することがありますが、その方が管理が煩雑となるのではないかと詳細がわからないことが多いです。

NO.	意見
(246)	受注した工事現場毎に、その近隣の処分業者・収集運搬業者を検討するが、電子マニフェスト対応業者を探す負担が増加する。現場事務所にインターネット環境がない場合の対応、電波が届かない工事現場での対応、各現場担当者への説明、理解促進が課題である。このほか、現場担当者の負担の増加や電子マニフェストと紙の併用の場合、漏れや重複の発生の恐れがある。
(247)	排出、運搬、処分の全業者が加入をしていないと使用できないというところ。導入しても協力会社が加入していなければ、結局紙マニフェストのままで意味がない。
(248)	事業場から排出している汚泥量が少なく、紙マニフェスト購入費用と電子マニフェスト導入費用(システム手数料などのコスト)を比較した場合に電子マニフェストのほうが高価となるため。
(249)	現在の紙マニフェストに掛かる工数より電子マニフェストに掛かる工数の方が増えてしまうと感じている。電子自体、得体が知れず 不便な事(トラブル)が絶対あると思う。その場合の工数は多大となり他業務への影響も大きいと思われるから。
(250)	電子マニフェスト利用時にネックとなるのが委託先が電子マニフェストに対応していない場合、消極的な場合や取引量が少量で委託先にメリットが無い等の場合が該当しますので、この辺りの仕組みの改善が出来れば更なる利用率の向上につながるのではないかと思います。
(251)	たまに不注意で過積載となることがあり、そのような場合の対応ができないと処分業者から話を聞き使用してない。処分業者も使用したくないと言っている。排出事業者、収集運搬業者、処分業者ともに加入していないと使えないのか？土木系の運搬業者の場合、個人のダンプトラックが多く、電子マニフェストの導入は難しいと思う。
(252)	現場ごとでマニフェストを管理しており、発注者によっては完成検査時の書類として提示しているが、発注者から電子マニフェストへの移行について情報が得られていない。
(253)	導入に係る検討・手続・段取り等の時間的余裕が無い
(254)	一部の建設系排出事業者と電子マニフェスト(弊社側運搬のみ)を運用しているが建設系の場合、事前登録の運用が非常に難しいと感じている(事前に搬出量、搬出回数、排出品目の把握ができない)。故に事後登録という形で運用しているが、結果的に紙マニフェスト以上に管理が煩雑になってしまっている。事前登録できる排出事業者であればメリットはあるが、建設系のようにその日に複数品目及び複数箇所処分しなければならぬ場合、事務に掛かる人件費の上昇に繋がってしまう。既存の JWNET のみでは細分化した品目別の集計ができず、結果的に数量の拾いなおし等余計な手間がかかる。種別の集計を簡素化するために別途、市販のソフトも検討したが、導入に数十万単位の購入費用、及び年間メンテナンス費がかかる。
(255)	<ul style="list-style-type: none"> 紙マニフェストを各排出事業場ごと記入して排出するのがほとんどであり、電子化した場合の入力と本社での把握が難しいと思われる。 産業廃棄物の収集運搬及び委託先処理業者の約半数が、電子マニフェスト化されていない。
(256)	電子マニフェストを管理する専属員が必要
(257)	一度発行してしまうと、処理業者と運搬業者が変更できないことが課題である。急に運搬業者が変わることがある。
(258)	収集運搬業者や処分業者で未導入の業者がいるため、紙マニフェストとの二重運用となるので、見合わせている。
(259)	現在の紙マニフェスト用のシステムに相当の金額を投入しており、慣れもある。
(260)	事務負担が増えるのではないか。
(261)	全ての処分業者が電子マニフェストに対応されないと、紙と電子の併用になるため、余計に手間がかかる
(262)	ドライバーが各々スマートフォンでマニフェストを運用できる状態でない。結局、紙を印刷し事前に持たせる必要があるため、現在の紙マニフェストの方が利用しやすい。(印刷する際も、A4で3枚つづり分印刷したら、処分業者より、もっと大きな紙で印刷して欲しいと言われ、結局 コピー枚数が増えるだけとなっている。)
(263)	請け負っている工事はすでに紙マニフェストを発行済みで、途中から電子マニフェストを導入すると完成検査の際に提出する書類の取りまとめに支障が出るのではないか。また、多量排出の申請のため、今まで直接入力でまとめていた一覧表と電子と別々になってしまうためまとめの際に不便と考える。
(264)	委託先運搬業者がほとんど未加入のため。委託先業者と一体で加入を進めなければならない。小規模の運搬業者は年間費を払ってまで電子マニフェストを導入するメリットがない。
(265)	発生から 3 日以内にセンターへ登録が課題である。長期休暇に入った時など、3 日以内に登録できない。また、訂正が生じた時、容易に出来ない。
(266)	自社処理の場合データ化できず交付状況の把握が出来ない。

NO.	意見
(267)	全ての取引先の処理業者等が導入していないことで、紙と電子が混在することになって管理が煩雑になる。 処分業者等の導入割合が現状あまり高くない。
(268)	導入しても受渡確認票等が必要なので、負担が軽減されない。
(269)	導入コストが下がり、導入することでのメリットが増えなければ、小規模の事業所の導入は難しいと思われる。
(270)	導入後、操作等をマスターするまでの時間がかかりそう。人手不足で不安がある。
(271)	取引先の運搬業者が電子マニフェストを導入していない。排出、収集、処分の3者による電子マニフェストの利用が必須である事が課題である。また、システムの利用料金が必要である事、電子と紙を並行して管理することが複雑である事が課題である。
(272)	小人数で運営しているため、新規の事へ積極的に対応する余裕がない。
(273)	全ての搬入業者と処分業者と足並みをそろえなければならない。
(274)	受託業者がマニフェストを印刷し用意してくれるため、支障がない。また、紙マニフェストの在庫がまだ十分にある。
(275)	紙マニフェストの場合、担当事務員が不在の場合で、パソコン操作が不慣れな現場作業員でもファイリングしてあればいつでも閲覧できるメリットがあると考ええる。
(276)	すべての事業場でインターネット環境が整っているわけではない。
(277)	電子マニフェストのメリットはよく聞かすが、デメリットや紙マニフェストとの運用の違いがわからないため、導入にいたっていないと考える。電子マニフェストがどういったもので、使い方、運用方法をわかりやすく周知する必要がある。
(278)	現時点では周囲の業者がほとんど紙の為、導入できない取引先処分業者が電子化になれば当社も導入する。
(279)	規模が小さい会社なので、入力担当者はおそらく1人になります。紙マニフェストは現場のものが記入方法を知っているので問題ないが、電子マニフェストの場合、担当者がいない場合に電子マニフェストの登録ができないようだと困ります。また、収集運搬業者や処分業者が加入していなければ、紙マニフェストと電子マニフェストが混在してしまうことになり、現状より把握しにくくなってしまおうと考えている。
(280)	電子マニフェストの運用コストが高い。運搬・搬出・処分業者全てで導入が必要など。小規模なので電子化する必要がない。中小企業で電子化すると端末入力・出力・集計等の業務が一人に集中してしまい作業負担が一人に対して多くなる。
(281)	実際の積載量を発注者に報告する際の事務処理を後日行う必要があり、計量伝票との整合が難しい。大きな収集運搬業者は電子マニフェストに対応しているものの全部の業者が対応しているわけではない為、結局両方の処理を行わないといけなから、発注者による電子マニフェスト指定がない。導入しても劇的に費用が安くなるわけでもない現場担当者の電子マニフェストへの理解が浅く、導入に否定的である。
(282)	初期設定や、電子マニフェスト導入に関する準備に、就業中に時間をとることが難しい。
(283)	公共工事の検査にて紙マニフェストが主流のため。紙マニフェストがあるのに「計量伝票を数枚まとめてA4にコピーしたものがほしい」といった不可解な検査員がいる。工事の検査書類や審査・加算項目に電子マニフェストを含めれば排出事業者側の導入が進むのではないかと。
(284)	前年度の使用料と、今年度の基本料金を前払いで、一括して支払うことが、規定上、対応できない。
(285)	排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3業者が加入していないと運用できない。
(286)	全ての業者が一斉に導入するならいいと思うが、やる業者やらない業者が混在する場合は非常にやりづらいと思う。
(287)	電子マニフェストでもそれなりに手間がかかる。また、電子マニフェストの年間管理料と紙マニフェストとのコスト面に大きな差が無いと思われる。
(288)	導入予算が確保できない
(289)	紙マニフェストの運用が確立しているので、電子マニフェストの導入で業務の二重化が予想される。
(290)	周辺地域の排出事業者、処分業者共に導入に著しく消極的であり、正直なところ予定もたない状況である。とにかく、処分業者が導入に積極的にならないと始まらない。また、導入済みの処分業者(受入先)も実際、導入したものの使用・運用方法が分かりませんといった有様である。
(291)	弊社も含め協力業者のハード面、ソフト面のスキルが整っていない。
(292)	取引先の導入が無いと紙マニフェストとの2重管理になるのではないかと？
(293)	電子マニフェストでは、急ぎの場合対応ができないと考えられる。
(294)	電子マニフェストを利用する場合、排出事業者と委託先の収集運搬業者、処分業者の3者が加入する必要があるため、3者の足並みが揃うことを望みます。
(295)	誤入力等が発生した時の訂正などが負担になりそう。また、料金がかかるため導入ができない。紙マニフェストの料金の方が安い。

NO.	意見
(296)	委託している運搬業者、中間処理業者および最終処理業者がすべて電子マニフェストの導入をしないと、効率化にはつながらないと思います。
(297)	当社は費用等詳しく学ぶ必要があると思います。電子マニフェストのことをよく理解してはいないのですが、取引先が導入していなければ当社が導入しても結局電子マニフェストを使えないと思うのですが。
(298)	電子マニフェストを導入しても、完璧なペーパーレス化を実現できない。
(299)	都度、入力が難しい所があるのではないかと
(300)	便利だと思いが、ハード、ソフト、ネット、人間ともに、不測の事態が発生する。その場合、電子マニフェストのみでは対応できない。 利用料金が当社の条件では高すぎて使えない。マニフェストの使用枚数が少ないと非常に高くなる。入会金、登録料等、中小企業での導入の敷居を高くしている。単純に入会金、登録料無しの1回いくらで、スマホからでもアプリで誰でも簡単に入力操作できれば導入しやすいのでは？ ただし1回の料金が安い事が前提。
(301)	実際に記入する現場担当者に理解力の差がある
(302)	取り扱い機器の導入によるコストや手間が発生する。また導入による仕事の効率化が不透明。
(303)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の受注量により排出量の大小が変動するため、現状では紙マニフェストの運用としている。(R2年度は比較的多い) ・収集運搬業者への普及率が低い
(304)	要員不足
(305)	電子マニフェストは原則 3 日以内に登録する義務があるが、各現場の担当は連絡しない可能性がある。電子は現場が報告を怠ると、遡って調査することや、年配の方に「電子マニフェストです」と説明したとしても、そのことを忘れて紙で発行する可能性があり、紙と電子が混在することにより、逆に手間がかかる可能性がでてくる。
(306)	取引先業者との調整が課題である
(307)	毎年度運搬業者を入札により決定しているため、電子マニフェスト導入を入札条件に加えなければならなくなる。
(308)	取引先がすべて導入されていないこと。
(309)	マニフェストのコピーの提出など、役所から求められることが多い
(310)	作成に当たって、担当者が休みの時や留守の時の対応。
(311)	JWNET のみの加入だと集計機能が不十分であること。 また JWNET に加えて民間企業のシステムに加入すればその問題が解消されることとあるが、費用がかかるため予算確保の必要があり、加入にまで踏み込めていない。
(312)	実際どのようなものかわからない。運用に不都合があるのでは？不都合が生じた場合の対処は？
(313)	発行枚数が少ないため、電子マニフェスト導入経費の費用対効果が見込めない。
(314)	紙マニフェストの在庫が多く残っている。
(315)	処分業者はほとんど加入しているのが、運搬業者(特に一人親方の場合)の加入していないため加入しても利用出来ない。また、同じ排出事業場でも運搬業者が複数の場合に、電子マニフェストと紙マニフェストが混在すると、不便である。全ての業者が電子マニフェストとなると便利になると思う。コストの面でも低価格になれば利用しやすい。
(316)	工事現場単位で紙マニフェストを発行して、処理業者に運送トラックに持たせている。電子では同様の運用ができるのか不安がある。
(317)	料金の支払いが会社のシステムと不適合
(318)	収集運搬業者及び処分業者選定について、基本的には毎年競争入札に付しているため、電子マニフェストを導入している業者に毎年委託できる保証がない
(319)	地方の小規模産廃業者が電子化に対応してくれないため紙の運用が残ってしまっている
(320)	追加記載事項欄に、処分場でのトン数を記入し、公共工事の検査時に提示することが必要となるが、工事発注者(公的機関)が電子マニフェストに未対応のために導入ができない。
(321)	電子マニフェストに対応できる社内の人員が不足している
(322)	収集運搬業者の規模が小さく、PCやスマホなどの機器を扱えない業者も多いため、当社だけ電子化しても意味がない。また、大手の処分業者でも電子化を導入していないところもあり、なかなか進めない。
(323)	ネット環境により接続できない場合が課題である。
(324)	以前導入セミナーに参加したが、排出事業者、運搬業者、処分業者すべてが導入しないと運用できないとのことだったので導入に至らなかった。
(325)	電子マニフェストがどのようなものなのか全くわからない。これまで説明会等もなかった。

NO.	意見
(326)	電子マニフェストにより、管理が容易になるが、金がかかることと、社員が高齢化の為、ついていけないのではと懸念している。
(327)	以前、電子マニフェストを使用したことがあるが、携帯で入力できない運転手がいた。
(328)	金額が紙マニフェストと電子マニフェストで、あまり大差が無く、導入にあたり、メリットがデメリットを上回るほどではない。 また、廃棄物の種類の詳細(例、コンクリート殻の有筋・無筋)発注者提出への集計上必要なデータをどう分けるようにするか、処分業者とやり方についての事前に協議が必要。
(329)	電子マニフェストがどのようなものかがいまいち分からない。メリットが多数あることは理解出来るが、デメリットとの折り合いが付けば導入していきたいと考えている。
(330)	竣工検査でマニフェスト原本の提示が求められる場合がある。また、紙マニフェストの在庫がある。
(331)	工事現場担当者の負担が大きい。
(332)	運搬業務委託や中間処理業務委託の受注者が、電子マニフェストを使用したくない可能性がある。また、加入の単位、運用方法(本庁で一括して入力作業等を行うか)等、導入に向けて検討が必要な事項がある。 さらに、運搬業務委託や中間処理業務委託の入札参加に、制約が生じる可能性がある。
(333)	廃棄物の引渡し場所と事務所が離れているため、パソコン入力が後回しになる、また、職制上、端末機器を持ち歩けないなどの不便な部分もある。担当者によって、まとめて処理をしてしまうので、記入漏れの恐れもあり、紙マニフェストの場合は別の担当者が確認を行っていたが電子マニフェストの場合は同様の対応が難しい。
(334)	電子マニフェストが必要となるのは元請工事が発生した時のみである。
(335)	当社は元請施工また支店では下請施工となる為にどのような導入形式になるのかが問題である。
(336)	電子マニフェスト導入の予算確保が課題である。
(337)	導入時の負担が増える。
(338)	弊社は元請工事と下請工事の受注割合が同じくらいな為、複数社とのマニフェストのやり取りをしているが、電子マニフェストを導入していない業者の方が多い。紙と電子の両方を使用するんだったら、紙マニフェストだけで良いと考えてしまい導入まで踏み切れない。
(339)	持ち込み担当者それぞれに端末を配布する必要があり、またその管理や教育をするのが面倒
(340)	<ul style="list-style-type: none"> 電子マニフェスト業務の負担が管理担当者になった者に集中するのではないか。また、従来の業務に支障が出るのではないか。 電子マニフェストによる全社的な作業時間は減るかも知れないが管理担当者になった者は負担が増大し従来業務をこなせないのではないか。
(341)	産業廃棄物処理に携わる全ての関係者(老若男女、色々なタイプの人間)が、電子マニフェストについて理解し運用出来るとは思えない。
(342)	維持費用、管理費用等が必要になる
(343)	一般廃棄物の清掃工場での混焼が、処分のほとんどを占めるため電子化のメリットがない
(344)	取引先によって紙又は電子マニフェストを選択しなければならないため、両方の運用はコスト面、作業面でも負担に感じる。
(345)	今のところどういシステムか理解できていないが、紙ベースの方が管理しやすいのではないか。
(346)	下水処理施設での電子マニフェスト導入の流れ等参考となる自治体の情報等をご教授ください。(特に包括民間委託の場合の電子マニフェスト登録は、自治体、包括民間委託業者が行うのか等の詳細)
(347)	委託先収集運搬業者が電子マニフェストを導入していない場合が多く、現状では無理と考える。
(348)	紙マニフェストで特に不便は感じてないし、ファイリングしたものを、現物の帳票をすぐに確認できるので便利。土曜日の収集もあるので、予定入力をしておいても、変更が生じた場合、休日出勤者では電子マニフェストによる修正等の対応が難しい。また、電子マニフェストのウリである「交付状況報告書を提出しなくてよくなる」に関しては、所管の政令市が条例で所定の様式を提出しなくてはならないこととしているため、結局手間は変わらない。なのに、電子マニフェストを利用するためには料金が発生する。
(349)	取引のある処理業者の電子マニフェスト導入状況がわからない。 紙と電子の併用では間違いが生じる不安があるので、取引のある業者すべてが導入していれば電子マニフェスト導入検討の余地あり。
(350)	積載量は、あくまでも目検である。指導している状態でも、過積載になってしまった場合、相手先との対応が困難になると考えている。 公共事業の発注者側の対応が明確にならない限り、完成書類等の不備になる恐れがあるため導入を見送りたい。過積載になった場合の対応及び指導等も危惧される。
(351)	処分委託業者が未加入の場合、紙マニフェストと両方の管理をしないといけない。

NO.	意見
(352)	担当者不在の時に処理を出来る人がいない。 取引先の排出事業者または処理業者が電子マニフェストに対応していない場合は、電子マニフェストと紙マニフェストを分けて両方の処理をしないとけなくなるとすれば、負担が増える。
(353)	今までの流れのまま紙マニフェストを続けているのが現状です。
(354)	全ての収集運搬業者及び処理業者が電子マニフェストに加入していないため、紙マニフェストとの混同作業になる。また、短期的な排出事業場が点在しているため、電子化への対応が行いにくいと考えている。
(355)	電子マニフェストを導入したくても、処分業者・収集運搬業者が電子マニフェストを導入していないので使えない。
(356)	排出事業場の担当者が複数いるので、導入するには、担当者それぞれが内容を把握しなければならない。
(357)	どの業者が電子マニフェストに対応しているかの情報が HP 上にあれば導入も検討しやすい。
(358)	専属の担当者が必要と考えているが、人員が不足していて導入に至らない
(359)	取引先の収集運搬業者(特に小規模の協力会社)は加入する事が困難であり、当面は導入の見込みが立たない。
(360)	実際は 100%紙ベースでの管理となっている。排出事業者、運搬、処分業者一体となって促進を行わないと導入は難しい。
(361)	運搬業者、処分業者の導入が進んでいない
(362)	調べていないということもあるが電子マニフェスト登録が難しそう。登録を簡単にしてほしい。
(363)	現場作業者の電子マニフェスト登録、受渡確認票の発行作業が負担になる。 電子マニフェスト登録に伴い、現場に新たなPCが必要になる可能性がある。 事務員が電子マニフェスト登録を 3 日以内に登録・運用できるか不安。 予め印刷しておけば紙の方が現場作業者にとっては署名・数量記入だけで負担が少ない。電子マニフェストは PC を立ち上げる等手間がある。
(364)	主な取引先が導入していない。
(365)	工事毎に収集運搬業者が異なり、都度の電子マニフェストの対応状況その他の確認が煩雑となる。 工事毎に中小の建設事業者(収集運搬業許可業者)に依頼することが多いが、電子マニフェストのために事務所の負担が増えることが想定されるので、現場で手交できる紙マニフェストの方がメリットが大きいと感じています。また、現場事務所も通信環境を整えざるを得ず、当社にとっても電子マニフェストの導入は経済的負担が大きくなると考えています。
(366)	排出分(未定)/現場担当者がPC処理が可能になったら、導入を検討する。
(367)	取引先の収集運搬業者や処分業者が電子マニフェストを導入していない。(弊社含む) 本社に確認したが、各支店の取引業者全部に導入依頼をしないとけないため、現時点では難しいとのこと。
(368)	弊社に対し毎年行われる工業組合の監査項目に、マニフェストを 5 年間保存しているか調査される項目があるため、紙マニフェストで監査を受けています。電子マニフェストに変更した場合にその確認方法の変更や、社内規格の変更も検討しなければならない。
(369)	紙データと電子データの混在。最終的な集計のために電子データを既存の紙データの集計データに加工する必要があると考えられる
(370)	処分業者の導入率が上がれば排出業者も電子マニフェストを導入しやすいと思う
(371)	購入したマニフェスト用紙が多量にある。電子マニフェストへの移行が現在、同地区業者で導入されてない。
(372)	全委託先(運搬・処分)が導入しないと一括管理が出来ず不便
(373)	県からの県内業者への一律導入指示がないため、取引先の収集運搬業者、処分業者の導入が進んでいない。
(374)	現場数が多く一度に変えるのが困難。
(375)	携帯端末でデータのやり取りをする便利さは理解しているが、電波の届かない場所での作業もありその場合の対応に不安を感じる。
(376)	導入費用に見合うメリットが感じられない
(377)	この 8 月に登録したばかりで実際の現場での運用は 9 月から。加入から運用開始までの業務は大変であった。
(378)	<ul style="list-style-type: none"> ・年間の交付枚数が少ないため紙マニフェストの運用で問題がない。 ・取引先の運搬業者が電子マニフェスト未導入であるため、電子マニフェストを利用することができない。 ・電子マニフェスト導入・利用には新たに費用が必要であるとともに、紙マニフェストと費用を比較した場合、費用が増える。
(379)	登録や操作を覚えるのに大変そうである。運営について最初の年はサポートがほしい。

NO.	意見
(380)	マニフェストを工事現場単位で管理しているおり、個人の PC の技量が課題となる。一括して管理できる担当者が確立できれば電子マニフェストは導入したい。また、取引先によっては未加入もあるが、加入するメリットは大いにあると考えている。導入しない手はないと考えているが、全社挙げて運用できる体制ではないため、今すぐに導入しても費用対効果が薄い。
(381)	高齢の社員が多いため、一部扱いきれない人が出てくることを懸念
(382)	自治体のため、役所の PC 管理において、セキュリティの観点から、オープン化されている当該システムの導入にも制限が生じ、運用までに相当の時間を要し、また、運用においても取引先とのデータ交換等にセキュリティチェックがはたらき、迅速な作業が期待できない。
(383)	電子マニフェストは情報流出の懸念があるのではないか。
(384)	紙マニフェストでの運用に負担を感じておらず、電子マニフェストの導入の必要性は現状では感じられない。また、よく利用する収集運搬の委託先では、電子マニフェストの加入率が低い。
(385)	収集運搬業者も対応が必要となる。
(386)	工事件数に対し、マニフェストの利用頻度が少ない為、電子マニフェストの効果があまり期待できないこと。
(387)	電子マニフェスト導入・運用するには、社員及び取引業者が操作方法等を覚える必要があるため、導入には時間がかかると思われる。
(388)	工事現場ごとでの運用方法が上手く出来るのかどうか不明。PC 環境が無い場所で使えるのかどうかよくわからない。
(389)	排出事業場に入力作業用の回線とパソコンが設置できない。
(390)	処理業者等、パソコン等操作が難しい方が居るので、当方が導入しても、処理業者の方が対応していなければ、導入する理由がない。電子マニフェストにすれば、現場担当者の負担が減るのは分かりますが、全ての関わる業者が導入していなければ意味がないと思います。運搬・処分業者の方から整備して行った方がスムーズに進む様に思います。排出事業者の方も、整備してある所に任せるべきだと思いますが、なかなか難しいです。営業所が利用したくても、本社には必要ないものであり、導入するのが難しいです。全ての産業廃棄物処理業者にアンケート調査を実施した方が、もっと電子マニフェストの導入についての必要な情報が得られると思います。
(391)	収集運搬業者や、処分業者などが同じように入っていないと運用できない。
(392)	機器の不具合によってデータが消える心配がある
(393)	導入方法がわからない
(394)	収集運搬業者のうち未加入の企業があるため、紙と電子の併用となることに不安を感じる。導入コストの割に紙も運用して負担軽減の効果が少ないのではという不安を感じる。
(395)	運搬業務委託や中間処理業務委託の入札参加に、制約が生じる可能性がある
(396)	収集運搬業者等で小規模の会社では、電子マニフェストの未加入等があり、今後導入することも不透明な会社が多々あるため、電子マニフェストを導入しても取引業者に制限がでる。決められた時期までに一斉に導入等の対策が必要に感じます。
(397)	役所の検査時の提出が課題である

(13)③ その他、電子マニフェストや廃棄物処理全般への意見・要望等 (問 13)

NO.	意見
(1)	PC 入力迄の期目を延ばしてもらいたい。
(2)	多量排出事業者の報告が簡単にできるよう、産業廃棄物の種類別に取りまとめることが出来るしくみを開発し、提供いただければありがたいのですが。
(3)	料金体系を考えてほしい。元請工事はどれだけ受注できるかわからない上、運搬業者も建設業者が請負う範囲でやっているところが多いので、あらかじめ高い料金を払って登録はできない。収集運搬業者で建設業を主にしているところは登録料が高いと思うのではないかな。会社ごとの排出業者と運搬業者まとめて登録できるようにしてほしい。
(4)	無料にしてほしい
(5)	正直者がバカをみる社会を是正してほしい。
(6)	紙マニフェストを発行しても途中から電子化できたり、逆に紙に戻したりできないと電子化は進まないのではないかな。また、紙+QR コード等の併用や、スマホでのデータ移動(アプリ程度)など、排出者は多種多様ですので、アナログ対応もできる電子化にすべきです。
(7)	処理業者及び運搬業者との連携を必要とするため、運搬業者と処分業者が同一の場合は、電子マニフェストの導入を進めることは容易ではあると思います。
(8)	マニフェスト 90 件以下なら基本料のみで問題ないが、それを超えると、別途使用料が発生する。その確定(紙請求書)が翌年 4 月以降となり、日程を考慮すると導入を断念せざるを得なかった。使用料の確定について、もう少し融通を効かせてほしい。
(9)	産業廃棄物中間処理施設(弊社別部門)では電子マニフェストを使用しているが、生コン工場の部門での使用については検討されていない。(排出量が少ないのが要因としてあげられます)
(10)	実務担当者として現在、電子化を率先して進めています。他部署ではまだ知識が浅く、メリットを感じないところもありますが、私は実際業務が減りましたので、これからも業者に務めます。
(11)	地方の業者さんに対して啓蒙活動を実施して頂きたいと思います。
(12)	電子契約も一括して本システムにて可能であれば即導入したいと考える。
(13)	産業廃棄物収集運搬業者が電子マニフェストを導入すれば、それに合わせて導入したいと考えています。あまりパソコンに詳しくないため、初心者でも分かりやすかったり、扱いやすかったりすると導入もしやすいと思います。
(14)	当施設は、下水処理場であるため、多量に発生し、排出頻度の高い焼却灰、沈砂、し渣は電子マニフェストにより運用している。これ以外の分析試験にて生じた試薬・廃液の処分は紙マニフェストを使用しているが、廃棄頻度は低い。また、重金属等の特別管理産業廃棄物を取り扱える業者も限られるため、電子マニフェストによって廃棄できるとは限らない。
(15)	産廃の排出にはマニフェスト制度は、とても良い事だと思います。只、もっとスマートにして頂きたいです。
(16)	多量排出事業者の報告について、書類作成がややこしいので わかりやすく簡単にまとめてほしい。(計画の意味があるのでしょうか？ 請負工事の内容で排出量は変わるもの。必要なら計画は発注者がするべきではないでしょうか) マニフェストの記入方法も担当者のサイン、印字の場合印鑑もとありますが、印字してあればいいのではないのでしょうか。直筆、印鑑にこだわる意味が分からない。排出事業者名も印字してあり現場では、責任者が責任をもって管理しています。そもそも不適切な管理をしている所はマニフェストも作成しないのではないのでしょうか？
(17)	県や市町村の対応次第で導入の仕方が変化していくと思われる。ペーパーレスは良いが、自治体等の公共工事の発注者によっては COBRIS のデータや紙ベースの提出を求められるので、発注者における対応の統一等が望まれる。
(18)	もっと敷居の低い価格設定になれば嬉しい
(19)	アプリ化して通知が来るようになるとう良い。また、アクセスが集中したとき等にフリーズするときがあるので、スムーズな活用ができるとなると良いと思う。
(20)	適切な産業廃棄物処理のためにはマニフェストは重要なものであり、その運用が少しでも負担の少ないものになれば、ありがたい
(21)	収集運搬業者、処分業者から積極的に運用を持ちかけられたら導入してもよいと思う
(22)	電子マニフェストの導入目的は、処理の効率化よりも不法投棄を無くすことだと理解している。実際、我々が委託している業者も様々であり、心配な業者は、実地確認や追跡調査などで防護している。行政側も、業者への立ち入り検査などで、チェックを強化すべきである。また、現在、紙マニフェスト使用者に課している「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」は、ただ手間がかかるだけで、各県、まとめ方、記入方法も異なり、煩雑である。提出した後も、このデータが何に使用されているのか、全く分からず、単に電子マニフェストを導入させるための手段でしかないと感じている。建設業では、正月、GW、お盆などは 10 日以上休みになることがある。電子マニフェストが今後、さらに自由度が高くなり、また安い料金で、小さな現場も利用しやすい仕組みができると(使いやすさ重視)普及が進むが進むと思われる。

NO.	意見
(23)	使用料の確定時期について、融通幅を効かせてほしい。
(24)	令和2年度に1度、紙マニフェストを使用した。今後はすべて電子マニフェストを使用する予定。
(25)	電子マニフェストを導入した場合の1ヶ月のおおよその作業量を把握したい。
(26)	電子マニフェストは高額なので、安価にしてください
(27)	排出事業者にとってメリットが大きければ今後導入も検討したいが、現在の状況では不自由と考えていないので、費用も含めて改善して欲しい
(28)	当社では、先月、電子マニフェストへの加入手続きをしておりますが、コロナ禍ということもあり、現場担当者への説明ができないため、まだ利用開始はしていません。
(29)	搬出時サーバーダウンしていると搬出業者とのトラブルになるため、サーバーを強化してほしい。
(30)	産業廃棄物関係の報告業務が多数ある。絞れないものか？ (マニフェスト交付状況報告、収集運搬実績、3R実践協定、500トン以上の場合(2年度は以下だったので、3年度はなし):処理計画書・処理計画実施状況報告書 等
(31)	収集運搬業者が電子マニフェストを導入しなくても事業者と処分業者が導入していれば運用できるような仕組みがあれば導入が増えるのではないかと考えます
(32)	どんな時もシステムダウンしないように強化してほしい。
(33)	登録料などお金の負担が減ると助かります。
(34)	従来から、当社では電子マニフェスト(JWNET)を使用しています。ただし、新規登録品等のイレギュラー排出物が発生した時に電子マニフェストが間に合わず、紙マニフェストを使用することがありますが、殆どは電子マニフェストの運用をしています。
(35)	導入は以前より考えており、講習会へも参加しているのでこれを期に具体的に検討したい。
(36)	電子マニフェストで、特殊ではあるものの十分想定されるケース(積替保管、道中産廃等)の際、マニフェスト入力時にエラーが出て、説明書を見ても対策が分からず、結局問い合わせになってしまった。マニュアル類について単に機能の説明の羅列では無く、個別のケースに対する対応法をもっと分かり易く、具体的に書いてほしい。
(37)	自治体の報告に地域内の小工事をまとめて「〇〇市内諸工事」等として報告する方法があるが、電子マニフェスト使用時に年度初めに〇〇市内諸工事で登録して該当工事を1年間まとめていく方法ができれば、使用が増加すると思われる。
(38)	電子マニフェスト化への障害は排出事業者というより処分業者、収集運搬業者の側に重きがあると思われる。 また、利用している立場から言えば、多量排出事業者の年度報告において、自治体ごとに要求するデータがバラバラで、電子マニフェストの集計がそのまま使えない。(排出量のうち優良事業者への処理委託量がどれだけあったか、中核都市への報告分の選別等)欲しいデータを抽出できるよう工夫がされると電子化への移行も進むのではないかと。
(39)	毎年5~6月に県へ産業廃棄物の届出を行っていますが、電子マニフェスト導入により、どの程度軽減されるのか？
(40)	紙マニフェストでも起こる事象ではありますが、電子マニフェストの入力が遅く、仕事に滞りがでることがよくある為、そこに対しての対策があるといいです。 電子マニフェスト運用に切り替えたいが、現場担当者・収集運搬業者に対するアクションと、それに時間をかけられない余裕、現在、紙マニフェストで運用していて問題がないことへの惰性、全てを変えていくことが難しい。 電子マニフェストにしたところで、帳簿を作らなければ電子マニフェストを印刷しなければならず、正直5年保存の誓約があるため管理に関しては変わらない。 (解体材等の木屑を受け入れてますが、受け入れた時点で詳細な情報を示すことがフォーマット化してない為、結果、JWNET上の受渡確認票で確認するのでこちらを印刷した方が早い。)
(41)	導入するメリットを増やしてほしい
(42)	紙マニフェストと比較して金銭面でのメリットがない。電子マニフェストの登録料及び使用量を減額してほしい。
(43)	判りやすい説明、例を心掛けて欲しい
(44)	導入について、安価なランニングコスト、高齢担当者でも対応可能なシステムが望まれる
(45)	産業廃棄物はこれからも増えてくると思われるので、仕組みは分かりやすく、簡単になるとよい。
(46)	操作方法を分かりやすくしてほしい。
(47)	電子マニフェストを導入していない処理業者も多い。電子マニフェストが多くの業者に対応したものになることが望ましい。
(48)	電子マニフェストに加入している業者かどうか、検索機能で分かるようにしてほしいです。 マニフェスト交付後に記載間違い等で訂正することがありますので、その変更が簡単に行えることが望ましいです。

NO.	意見
(49)	基本料及び使用量についての請求書について、支出事務処理担当部から、請求書は原則的には原紙でと依頼がある。 本年度4月から利用開始しているが、希望の方へは請求書原紙の郵送を出来ないでしょうか。
(50)	建設業従事者の高齢化が進んでいるのに紙マニフェストの文字や記入欄は小さいままである。産業廃棄物用と建設系廃棄物用で紙のサイズが違う、パンチ穴も微妙にずれてファイルしづらい。せめてパンチ穴の位置は統一してほしい。
(51)	自治体ぐるみで許可業者等を集めて説明会等をやってほしい。業者だけだとなかなか話がまとまらないから。
(52)	処分業者だけの処理で産廃状況を閲覧して、特管で50tを超えた時点で導入します。排出事業者、運搬業者は電子に加入することなく、できるようなシステムがあれば良いと思います。
(53)	社内で紙マニフェスト用の管理システム構築、運用に満足していましたが、昨年より、事務担当者の負担、管理が課題となっていました。 今後、産業廃棄物収集運搬先、処理委託先と情報交換、打合せをおこない、電子マニフェストの導入、運用ができるように進めていく予定です。
(54)	電子マニフェストのシステムが改善され、集計機能がもう少し充実すればよいと思われる。現状だとシステムとは別にエクセルに入力するなどして集計をする必要がある。
(55)	インターネットを通じて各事業場で手軽に運用できるようになれば良いと思います。
(56)	今年度加入手続きは完了しているが、全事業場までの運用には至っていない。
(57)	社内でも、マニフェストの重要性は理解してもらっていると思いますが、電子マニフェストの導入に当たって、上層部が理解していない。現状で問題無しと考えている。アンケート類は担当者で構いませんが、会社判断が必要な資料などは、経営者側にも送って欲しいです、担当者側から説明しても避けられます。
(58)	使用しているASPサービスのインターフェイスがとにかく分かりづらく使いにくい。具体的にどこがではなく、根本的な改善を希望する。
(59)	現在は導入していないがこの先導入が必要となるだろう。多量排出事業者である為導入することにより時短や経費削減等のメリットは分かっている。
(60)	工場内に排出箇所が複数あり、それぞれが別に重量管理しているため、どのような作業分担に移行するか検討中。
(61)	誰でも理解できる簡単な仕組みにして頂きたい。
(62)	紙マニフェストから移行するにあたり、運用方法等に不安があるので講習会(できれば、直接、担当者とお話しができる環境)の開催を希望します。
(63)	産廃業者検索システム(環境省)に許可証の写し(PDF)データがあるとありがたい

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。